

高根沢町地域防災計画（資料編）修正箇所一覧

No	頁	新	旧	理由																																																																																																																								
1	7	<p>4 高根沢町防災会議委員名簿（令和7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 (条例第3条)</th> <th>役職名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第5項第4号</td> <td>// 健康福祉課長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第5項第7号</td> <td>東京電力パワーグリッド 株式会社栃木総支社 副総支社長</td> <td>宇都宮市馬場通り1-1-11</td> </tr> </tbody> </table>	区分 (条例第3条)	役職名	所在地	略	略	略	第5項第4号	// 健康福祉課長	略	略	略	略	第5項第7号	東京電力パワーグリッド 株式会社栃木総支社 副総支社長	宇都宮市馬場通り1-1-11	<p>4 高根沢町防災会議委員名簿（令和2年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 (条例第3条)</th> <th>役職名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第5項第4号</td> <td>// 住民課課長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第5項第7号</td> <td>東京電力パワーグリッド 株式会社栃木総支社長</td> <td>宇都宮市戸祭1-11-18</td> </tr> </tbody> </table>	区分 (条例第3条)	役職名	所在地	略	略	略	第5項第4号	// 住民課課長	略	略	略	略	第5項第7号	東京電力パワーグリッド 株式会社栃木総支社長	宇都宮市戸祭1-11-18	役職・住所修正																																																																																										
		区分 (条例第3条)	役職名	所在地																																																																																																																								
略	略	略																																																																																																																										
第5項第4号	// 健康福祉課長	略																																																																																																																										
略	略	略																																																																																																																										
第5項第7号	東京電力パワーグリッド 株式会社栃木総支社 副総支社長	宇都宮市馬場通り1-1-11																																																																																																																										
区分 (条例第3条)	役職名	所在地																																																																																																																										
略	略	略																																																																																																																										
第5項第4号	// 住民課課長	略																																																																																																																										
略	略	略																																																																																																																										
第5項第7号	東京電力パワーグリッド 株式会社栃木総支社長	宇都宮市戸祭1-11-18																																																																																																																										
2	8 ～ 9	<p>5 関係機関の連絡先 5-1 行政機関等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県</td> <td>県北健康福祉センター</td> <td>大田原市本町 2-2828-4</td> <td>0287-22- 2257</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>下館河川事務所 氏家分室</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>塩谷広域行政組合 高根沢消防署</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>陸上自衛隊東部方面 特科連隊第2大隊</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>NTT</td> <td>栃木支店災害対策室</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東京電力 パワーグリッド</td> <td>コンタクトセンター</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>JR東日本</td> <td>大宮支社 宇都宮統括センター</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	略	略	略	略	略	栃木県	県北健康福祉センター	大田原市本町 2-2828-4	0287-22- 2257	略	略	略	略	略	略	国土交通省	下館河川事務所 氏家分室	略	略	略	略	略	略	略	略	消防署	塩谷広域行政組合 高根沢消防署	略	略	略	略	略	略	略	略	自衛隊	陸上自衛隊東部方面 特科連隊第2大隊	略	略	略	NTT	栃木支店災害対策室	略	略	略	東京電力 パワーグリッド	コンタクトセンター	略	略	略	JR東日本	大宮支社 宇都宮統括センター	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>5 関係機関の連絡先 5-1 行政機関等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県</td> <td>県北健康福祉センター</td> <td>大田原市住吉 町2-14-9</td> <td>0287-23- 2172</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>下館河川事務所 氏家出張所</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>塩谷広域行政組合 消防本部 高根沢消防署</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>陸上自衛隊宇都宮駐屯地 第12特科隊本部管理中隊</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>NTT</td> <td>栃木支店設備部災害対策 室</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東京電力パ ワーグリッド</td> <td>栃木支店総務部 総務グループ</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>JR東日本</td> <td>大宮支社 宇都宮地区センター</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	略	略	略	略	略	栃木県	県北健康福祉センター	大田原市住吉 町2-14-9	0287-23- 2172	略	略	略	略	略	略	国土交通省	下館河川事務所 氏家出張所	略	略	略	略	略	略	略	略	消防署	塩谷広域行政組合 消防本部 高根沢消防署	略	略	略	略	略	略	略	略	自衛隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地 第12特科隊本部管理中隊	略	略	略	NTT	栃木支店設備部災害対策 室	略	略	略	東京電力パ ワーグリッド	栃木支店総務部 総務グループ	略	略	略	JR東日本	大宮支社 宇都宮地区センター	略	略	略	略	略	略	略	略	機関名修正
		略	略	略	略	略																																																																																																																						
栃木県	県北健康福祉センター	大田原市本町 2-2828-4	0287-22- 2257	略																																																																																																																								
略	略	略	略	略																																																																																																																								
国土交通省	下館河川事務所 氏家分室	略	略	略																																																																																																																								
略	略	略	略	略																																																																																																																								
消防署	塩谷広域行政組合 高根沢消防署	略	略	略																																																																																																																								
略	略	略	略	略																																																																																																																								
自衛隊	陸上自衛隊東部方面 特科連隊第2大隊	略	略	略																																																																																																																								
NTT	栃木支店災害対策室	略	略	略																																																																																																																								
東京電力 パワーグリッド	コンタクトセンター	略	略	略																																																																																																																								
JR東日本	大宮支社 宇都宮統括センター	略	略	略																																																																																																																								
略	略	略	略	略																																																																																																																								
略	略	略	略	略																																																																																																																								
栃木県	県北健康福祉センター	大田原市住吉 町2-14-9	0287-23- 2172	略																																																																																																																								
略	略	略	略	略																																																																																																																								
国土交通省	下館河川事務所 氏家出張所	略	略	略																																																																																																																								
略	略	略	略	略																																																																																																																								
消防署	塩谷広域行政組合 消防本部 高根沢消防署	略	略	略																																																																																																																								
略	略	略	略	略																																																																																																																								
自衛隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地 第12特科隊本部管理中隊	略	略	略																																																																																																																								
NTT	栃木支店設備部災害対策 室	略	略	略																																																																																																																								
東京電力パ ワーグリッド	栃木支店総務部 総務グループ	略	略	略																																																																																																																								
JR東日本	大宮支社 宇都宮地区センター	略	略	略																																																																																																																								
略	略	略	略	略																																																																																																																								

3	12	6-2 注意報・警報の種類及び発表基準		6-2 注意報・警報の種類及び発表基準		気象庁の指数基準の修正に伴う修正																																	
		<table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td rowspan="3">警報</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準 五行川流域=11.2、 井沼川流域=4.6、 大沼川流域=7.3</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td rowspan="3">注意報</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準 五行川流域=8.9、 井沼川流域=3.7、 大沼川流域=5.8</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	略	略	略		警報	略	略	洪水	流域雨量指数基準 五行川流域=11.2、 井沼川流域=4.6、 大沼川流域=7.3	略	略	略	注意報	略	略	洪水	流域雨量指数基準 五行川流域=8.9、 井沼川流域=3.7、 大沼川流域=5.8	略	略	略	<table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td rowspan="3">警報</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準 五行川流域=10.5、 井沼川流域=4.6、 大沼川流域=7.1</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td rowspan="3">注意報</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準 五行川流域=8.4、 井沼川流域=3.6、 大沼川流域=5.6</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	略	略	略	警報	略	略	洪水	流域雨量指数基準 五行川流域=10.5、 井沼川流域=4.6、 大沼川流域=7.1	略	略	略	注意報	略	略	洪水	流域雨量指数基準 五行川流域=8.4、 井沼川流域=3.6、 大沼川流域=5.6
略	略	略																																					
警報	略	略																																					
	洪水	流域雨量指数基準 五行川流域=11.2、 井沼川流域=4.6、 大沼川流域=7.3																																					
		略																																					
略	略																																						
注意報	略	略																																					
	洪水	流域雨量指数基準 五行川流域=8.9、 井沼川流域=3.7、 大沼川流域=5.8																																					
		略																																					
略	略																																						
略	略	略																																					
警報	略	略																																					
	洪水	流域雨量指数基準 五行川流域=10.5、 井沼川流域=4.6、 大沼川流域=7.1																																					
		略																																					
略	略																																						
注意報	略	略																																					
	洪水	流域雨量指数基準 五行川流域=8.4、 井沼川流域=3.6、 大沼川流域=5.6																																					
		略																																					
略	略																																						
4	18	9 災害通信及び伝達系統図		9 災害通信及び伝達系統図		機関名修正																																	

5	20 ～ 22	10-2 火災 (昭和50年～令和7年)	<table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>平31.2.1 15:55</td><td>花岡地内</td><td>不明</td><td>住宅 229㎡</td><td>59,260 千円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令2.5.22 8:00</td><td>宝積寺地内</td><td>不明</td><td>住宅 74㎡</td><td>15,932 千円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令2.6.18 3:30</td><td>寺渡戸地内</td><td>配線器具</td><td>倉庫 164㎡</td><td>14,367 千円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>令4.5.30 18:45</td><td>石末地内</td><td>不明</td><td>納屋 437㎡</td><td>41,553 千円</td><td></td><td></td></tr> </table>	略	略	略	略	略	略	略	平31.2.1 15:55	花岡地内	不明	住宅 229㎡	59,260 千円			令2.5.22 8:00	宝積寺地内	不明	住宅 74㎡	15,932 千円			令2.6.18 3:30	寺渡戸地内	配線器具	倉庫 164㎡	14,367 千円			令4.5.30 18:45	石末地内	不明	納屋 437㎡	41,553 千円			10-2 火災 (昭和50年～平成30年)	<table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td></tr> <tr><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td></tr> <tr><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td></tr> <tr><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td></tr> </table>	略	略	略	略	略	略	略	追加	追加	追加	追加	追加	追加	時点修正 (平成31年～令和7年現在までを追加)																								
		略	略	略	略	略	略	略																																																																						
平31.2.1 15:55	花岡地内	不明	住宅 229㎡	59,260 千円																																																																										
令2.5.22 8:00	宝積寺地内	不明	住宅 74㎡	15,932 千円																																																																										
令2.6.18 3:30	寺渡戸地内	配線器具	倉庫 164㎡	14,367 千円																																																																										
令4.5.30 18:45	石末地内	不明	納屋 437㎡	41,553 千円																																																																										
略	略	略	略	略	略	略																																																																								
追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加																																																																								
追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加																																																																								
追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加																																																																								
追加	追加	追加	追加	追加	追加	追加																																																																								
6	23	11 ボランティア団体等、各種民間の協力団体	<table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>高根沢町赤十字奉仕団</td><td>高根沢町大字花岡72-2</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	略	略	略	略	高根沢町赤十字奉仕団	高根沢町大字花岡72-2	略	略	略	略	略	略	11 ボランティア団体等、各種民間の協力団体	<table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>高根沢町赤十字奉仕団</td><td>高根沢町大字石末1825</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	略	略	略	略	高根沢町赤十字奉仕団	高根沢町大字石末1825	略	略	略	略	略	略	住所修正																																																
略	略	略	略																																																																											
高根沢町赤十字奉仕団	高根沢町大字花岡72-2	略	略																																																																											
略	略	略	略																																																																											
略	略	略	略																																																																											
高根沢町赤十字奉仕団	高根沢町大字石末1825	略	略																																																																											
略	略	略	略																																																																											
		12 社会福祉施設一覧	<p>(1) 略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>あいらんど 保育園</td><td>高根沢町大字宝積寺 2288-1</td><td>611-1218</td><td>小規模保育事業A型</td></tr> <tr><td>おとぎのおうち 保育園</td><td>高根沢町宝石台3-6-8</td><td>680-5772</td><td>小規模保育事業A型</td></tr> </table> <p>略</p> <p>(3) 略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>阿久津小学校学童 第四クラブ</td><td>高根沢町大字宝積寺 1178</td><td>070-1640-4564</td><td>阿久津小学校内</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </table> <p>略</p> <p>(5) 略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>削除</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td></td></tr> </table>	略	略	略	略	あいらんど 保育園	高根沢町大字宝積寺 2288-1	611-1218	小規模保育事業A型	おとぎのおうち 保育園	高根沢町宝石台3-6-8	680-5772	小規模保育事業A型	略	略	略	略	阿久津小学校学童 第四クラブ	高根沢町大字宝積寺 1178	070-1640-4564	阿久津小学校内	略	略	略	略	略	略	略	略	削除				略	略	略		12 社会福祉施設一覧	<p>(1) 略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td></tr> <tr><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td></tr> </table> <p>略</p> <p>(3) 略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td><td>追加</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </table> <p>略</p> <p>(5) 略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>グループホーム高根沢</td><td>高根沢町大字石末1005-8</td><td>680-2231</td><td></td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td></td></tr> </table>	略	略	略	略	追加	略	略	略	略	追加	追加	追加	追加	略	略	略	略	略	略	略	略	グループホーム高根沢	高根沢町大字石末1005-8	680-2231		略	略	略									
略	略	略	略																																																																											
あいらんど 保育園	高根沢町大字宝積寺 2288-1	611-1218	小規模保育事業A型																																																																											
おとぎのおうち 保育園	高根沢町宝石台3-6-8	680-5772	小規模保育事業A型																																																																											
略	略	略	略																																																																											
阿久津小学校学童 第四クラブ	高根沢町大字宝積寺 1178	070-1640-4564	阿久津小学校内																																																																											
略	略	略	略																																																																											
略	略	略	略																																																																											
削除																																																																														
略	略	略																																																																												
略	略	略	略																																																																											
追加	追加	追加	追加																																																																											
追加	追加	追加	追加																																																																											
略	略	略	略																																																																											
追加	追加	追加	追加																																																																											
略	略	略	略																																																																											
略	略	略	略																																																																											
グループホーム高根沢	高根沢町大字石末1005-8	680-2231																																																																												
略	略	略																																																																												

7 23 ～ 26	削除				(6) 老人福祉施設 (老人福祉センター)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名所</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高根沢町福祉センター</td> <td>高根沢町大字石末1825</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設名所	所在地	電話番号	備考	高根沢町福祉センター	高根沢町大字石末1825	略		施設の加除 (6)削除に伴う 項ずれの修正 種別の修正 住所・電話番号 修正
	施設名所	所在地	電話番号	備考														
	高根沢町福祉センター	高根沢町大字石末1825	略															
	(6) サービス付き高齢者向け住宅				(7) サービス付き高齢者向け住宅													
	(7) 介護保健施設 (介護老人福祉施設)				(8) 介護保健施設 (介護老人福祉施設)													
	(9) 介護保健施設 (介護医療院)				(10) 介護保健施設 (介護療養型医療施設)													
	(10) 小規模多機能型居宅介護				(11) 小規模多機能型居宅介護													
	(11) 通所介護・通所リハビリテーション施設				(12) 通所介護・通所リハビリテーション施設													
	略	略	略	略	略	略	略	略	略									
	エプロンデイ	略	676-1143		エプロンデイ	略	676-1100											
	略	略	略	略	略	略	略	略	略									
	削除	削除	削除		デイサービスセンターフ ローラりんくる	高根沢町大字宝積寺 2240-1	680-3555											
	削除	削除	削除	削除	デイサービスセンターく るみ	高根沢町光陽台 一丁目5-4	908-4838	福祉避難所										
	略	略	略	略	略	略	略	略	略									
家族の家ひまわり 宝積寺	高根沢町光陽台 6-1-2	680-1021		家族の家ひまわり 宝積寺	高根沢町大字宝積寺 1375-6	680-1021												
略	略	略	略	略	略	略	略	略										
菅又病院	高根沢町大字花岡 2351	676-0311	(10)と重複	追加	追加	追加	追加											
(12) 障害福祉サービス事業所				(13) 障害福祉サービス事業所														
(13) その他の施設 (保健センター)				(14) その他の施設 (保健センター)														
略	略	略	略	略	略	略	略	略										
高根沢町保健センター (図書館中央館内)	高根沢町大字宝積寺 1220-2	略		高根沢町保健センター	高根沢町大字石末 1825	略												
(14) その他の施設 (地域子育て支援センター)				(15) その他の施設 (地域子育て支援センター)														
略	略	略	略	略	略	略	略	略										
たから保育園	高根沢町光陽台2-53-1	070-1438-7003	//	追加	追加	追加	追加											

8	26	13 教育施設一覧 (1) 略	13 教育施設一覧 (1) 略	休園施設あり																																					
		<table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>親和幼稚園</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>休園</td> </tr> </table>	略		略	略	略	親和幼稚園	略	略	休園	<table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>親和幼稚園</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	略	略	略	略	親和幼稚園	略	略																						
略	略	略	略																																						
親和幼稚園	略	略	休園																																						
略	略	略	略																																						
親和幼稚園	略	略																																							
9	27	14 要配慮者利用施設 (1) 略	14 要配慮者利用施設 (1) 略	誤字の修正 施設の加除																																					
		<table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	略		略	略	略	削除	削除	削除	削除	略	略	略	略	削除	削除	削除	削除	略	略	略	略	<table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>デイホームはな</td> <td>高根沢町大字花岡1374-3</td> <td>676-3566</td> <td>健康福祉課</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>空と大地保育園</td> <td>高根沢町大字石末2258-1</td> <td>676-3881</td> <td>こどもみらい課</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	略	略	デイホームはな	高根沢町大字花岡1374-3	676-3566	健康福祉課	略	略	略	略	空と大地保育園	高根沢町大字石末2258-1	676-3881	こどもみらい課	略
略	略	略	略																																						
削除	削除	削除	削除																																						
略	略	略	略																																						
削除	削除	削除	削除																																						
略	略	略	略																																						
略	略	略	略																																						
デイホームはな	高根沢町大字花岡1374-3	676-3566	健康福祉課																																						
略	略	略	略																																						
空と大地保育園	高根沢町大字石末2258-1	676-3881	こどもみらい課																																						
略	略	略	略																																						
		(2) 略	(2) 略																																						
		<table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>阿久津小学校 学童クラブ</td> <td>高根沢町大字宝積寺1145-1</td> <td>675-6933</td> <td>こどもみらい課</td> </tr> </table>	略	略	略	略	阿久津小学校 学童クラブ	高根沢町大字宝積寺1145-1	675-6933	こどもみらい課	<table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> </tr> </table>	略	略	略	略	追加	追加	追加	追加																						
略	略	略	略																																						
阿久津小学校 学童クラブ	高根沢町大字宝積寺1145-1	675-6933	こどもみらい課																																						
略	略	略	略																																						
追加	追加	追加	追加																																						
		15 食料、生活必需品等の備蓄及び調達先 15-1 緊急物資備蓄の基本方針	15 食料、生活必需品等の備蓄及び調達先 15-1 緊急物資備蓄の基本方針																																						
		<table border="1"> <tr> <td>食料</td> <td>3食を3日分備蓄(15,400食(1,700人×3食×3日))するが、 並行して流通備蓄品及び広域備蓄品の手配を行う。 町内はもとより広域的なエリアからの搬入を考慮し、町外において一時保管できる施設を持つ業者等と応援協定を締結する。</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時のトイレの確保は、既設トイレの洋式便器を活用することで、数を確保することが可能となる。レンタル等の仮設トイレが避難所に到着するまでには、道路状況等により日数がかかることも想定されるため、洋式便器や簡易便器さえあれば、使用可能な携帯トイレの備蓄が発災当初は有効となる。 発災直後は、上下水道の使用ができないものと想定し、備蓄ポータブルトイレ及び携帯トイレを使用、仮設トイレ</td> </tr> </table>	食料	3食を3日分備蓄(15,400食(1,700人×3食×3日))するが、 並行して流通備蓄品及び広域備蓄品の手配を行う。 町内はもとより広域的なエリアからの搬入を考慮し、町外において一時保管できる施設を持つ業者等と応援協定を締結する。	飲料水	略		災害時のトイレの確保は、既設トイレの洋式便器を活用することで、数を確保することが可能となる。レンタル等の仮設トイレが避難所に到着するまでには、道路状況等により日数がかかることも想定されるため、洋式便器や簡易便器さえあれば、使用可能な携帯トイレの備蓄が発災当初は有効となる。 発災直後は、上下水道の使用ができないものと想定し、備蓄ポータブルトイレ及び携帯トイレを使用、仮設トイレ	<table border="1"> <tr> <td>食料</td> <td>3食を3日分 1,700人×3食×3日=15,300食 4日目から流通備蓄品及び広域備蓄品で賄う。 流通備蓄品に関しては、町内はもとより高根沢町を軸として主に、南北方面で考慮し、協定を行うとともに流通備蓄品の緊急輸送を行う協定も併せて運送業者等と締結する。 例：町内（商工会、とりせん、リゾール、オタニ、ロソ、しまむら等） さくら市（ペイシア、イトン、ヨークニマル等）、芳賀町（かみ、かましん等）</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食料と飲料水とともに重要なこととして、集団生活上の排泄物処分がある。 全国的な基準は、100人/1基であり、この基準は後続対応後のものである。初期時には、備蓄ポータブルトイレを使用し仮設トイレ設置後は順次これに切り替える。 ポータブルの容量は、24リットルとし18人/1個（5家族から6家族）、105個を備蓄する。その他、下水道マンホール対応トイレを下水道完備避難所（西小3・北小2）を配備する。</td> </tr> </table>	食料	3食を3日分 1,700人×3食×3日=15,300食 4日目から流通備蓄品及び広域備蓄品で賄う。 流通備蓄品に関しては、町内はもとより高根沢町を軸として主に、南北方面で考慮し、協定を行うとともに流通備蓄品の緊急輸送を行う協定も併せて運送業者等と締結する。 例：町内（商工会、とりせん、リゾール、オタニ、ロソ、しまむら等） さくら市（ペイシア、イトン、ヨークニマル等）、芳賀町（かみ、かましん等）	飲料水	略		食料と飲料水とともに重要なこととして、集団生活上の排泄物処分がある。 全国的な基準は、100人/1基であり、この基準は後続対応後のものである。初期時には、備蓄ポータブルトイレを使用し仮設トイレ設置後は順次これに切り替える。 ポータブルの容量は、24リットルとし18人/1個（5家族から6家族）、105個を備蓄する。その他、下水道マンホール対応トイレを下水道完備避難所（西小3・北小2）を配備する。																										
食料	3食を3日分備蓄(15,400食(1,700人×3食×3日))するが、 並行して流通備蓄品及び広域備蓄品の手配を行う。 町内はもとより広域的なエリアからの搬入を考慮し、町外において一時保管できる施設を持つ業者等と応援協定を締結する。																																								
飲料水	略																																								
	災害時のトイレの確保は、既設トイレの洋式便器を活用することで、数を確保することが可能となる。レンタル等の仮設トイレが避難所に到着するまでには、道路状況等により日数がかかることも想定されるため、洋式便器や簡易便器さえあれば、使用可能な携帯トイレの備蓄が発災当初は有効となる。 発災直後は、上下水道の使用ができないものと想定し、備蓄ポータブルトイレ及び携帯トイレを使用、仮設トイレ																																								
食料	3食を3日分 1,700人×3食×3日=15,300食 4日目から流通備蓄品及び広域備蓄品で賄う。 流通備蓄品に関しては、町内はもとより高根沢町を軸として主に、南北方面で考慮し、協定を行うとともに流通備蓄品の緊急輸送を行う協定も併せて運送業者等と締結する。 例：町内（商工会、とりせん、リゾール、オタニ、ロソ、しまむら等） さくら市（ペイシア、イトン、ヨークニマル等）、芳賀町（かみ、かましん等）																																								
飲料水	略																																								
	食料と飲料水とともに重要なこととして、集団生活上の排泄物処分がある。 全国的な基準は、100人/1基であり、この基準は後続対応後のものである。初期時には、備蓄ポータブルトイレを使用し仮設トイレ設置後は順次これに切り替える。 ポータブルの容量は、24リットルとし18人/1個（5家族から6家族）、105個を備蓄する。その他、下水道マンホール対応トイレを下水道完備避難所（西小3・北小2）を配備する。																																								

10
28
～
29

トイレ

等設置後は順次これに切り替える。
3日間の総排泄量7,200ℓに対し、容量24リットルのポータブルトイレを105個及び携帯トイレ用便袋17,100枚を準備する。更に、下水道マンホール対応トイレを下水道完備避難所に配備する。

その他、各避難想定人数に合わせ高齢者・幼児・妊産婦対応として、ダンボール組立てトイレを30人/1個を60個配備する。

〔トイレ必要量計算〕

①目標とするトイレの数

(計算式) 最大想定避難者数 ÷ 50

○過去の災害やスフィア基準等から、避難者50人当たり便器が1つあると、トイレに長い時間並ぶことなく使用することが可能となる。また、女性用対男性用の割合は3:1が適当であると言われているので、トイレ設置時に考慮する。

②不足する便器の数

(計算式) 目標とする便器の数 - 既設トイレの便器数

○備蓄や流通在庫等を組み合わせて、不足する便器の数を確保する手段を検討する。すべてを備蓄で賄うことは困難であり、発災後のニーズに応じて確保することも考慮する。

〔トイレの種類ごとの必要数〕

①携帯トイレ・簡易トイレを使用する場合

(計算式) 最大想定避難者数 × 5回

○排泄の回数は5回が平均的であると言われている。

②携帯トイレの備蓄目標数

(計算式) 1日当たり必要な便袋数 × 日数 (3日)

③ポータブルトイレ処理量

(計算式) 便槽の容量 (24L) × トイレの数

備蓄目標等 (3日分)

項目	数量等	単位	備考
① 避難者数	1,700	人	
② 総排泄量	7,650	ℓ	300ml × 5回 × 1,700人 × 3日
③ 必要トイレ数	34	基	1,700人 ÷ 50
④ 便袋備蓄目標数	17,100	枚	排泄物4,680ℓ分
⑤ ポータブルトイレ備蓄目標数	105	基	排泄物2,520ℓ分

後続の対応は、流通備蓄 (リス) 広域応援により行う。
その他、各避難想定人数に合わせ高齢者・幼児・妊産婦対応として、ダンボール組立てトイレを30人/1個を60個配備する。
ポータブルトイレの排泄物は、トイレ備え付けのホースを使用し蓋付大型容器に集積した後、1日1回、バキューム車で汲み取る。

トイレ

〔トイレ必要量計算〕

項目	数量等	単位	備考	
設定条件	① 避難者数	1,700	人	
	② 排泄量	1.4	ℓ/人	
	③ 標準便槽	24	ℓ/槽	
	④ し尿収集	1	回/人	
	⑤ 総排泄量	2,520	ℓ	① × ②
初動対応	⑥ 必要トイレ数	105	基	⑤ / ③
	⑦ 設置密度	16	人/個	① / ⑥
後続対応	⑧ 設置密度	100	人/基	設定条件
	⑨ 必要トイレ数	18	基	① / ⑧ 流通備蓄及び広域応援により不足分を確保

避難所における
トイレの確保・
管理ガイドライ
ンによる修正

11	31	<p>15-3 流通備蓄業者等連絡先一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調達先</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(株) ベイシア</td> <td>群馬県前橋市亀里町900</td> <td>027-210-0111</td> <td>食料・雑貨</td> </tr> </tbody> </table> <p>※応援協定締結済みの業者のみ記載</p>	調達先	所在地	電話番号	備考	略	略	略	略	(株) ベイシア	群馬県前橋市亀里町900	027-210-0111	食料・雑貨	<p>15-3 流通備蓄調達先一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>店名(調達先)</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ベイシア さくら氏家店</td> <td>さくら市氏家725</td> <td>028-681-8855</td> <td>食料・雑貨</td> </tr> <tr> <td>リオン・ドール 高根沢店</td> <td>高根沢町大字宝積寺2337</td> <td>028-675-1251</td> <td>食料・雑貨</td> </tr> <tr> <td>リオン・ドール 高根沢東店</td> <td>高根沢町大字平田1989-1</td> <td>028-676-8211</td> <td>食料・雑貨</td> </tr> <tr> <td>ファッションセンター しまむら高根沢店</td> <td>高根沢町宝石台3-14-4</td> <td>028-680-1020</td> <td>衣料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上から11事業者とは応援協定を締結済みであり、以下は今後協定を締結する予定の店舗等です。 追加</p>	店名(調達先)	所在地	電話番号	備考	略	略	略	略	ベイシア さくら氏家店	さくら市氏家725	028-681-8855	食料・雑貨	リオン・ドール 高根沢店	高根沢町大字宝積寺2337	028-675-1251	食料・雑貨	リオン・ドール 高根沢東店	高根沢町大字平田1989-1	028-676-8211	食料・雑貨	ファッションセンター しまむら高根沢店	高根沢町宝石台3-14-4	028-680-1020	衣料	流通備蓄業者等の追加																																				
		調達先	所在地	電話番号	備考																																																																							
略	略	略	略																																																																									
(株) ベイシア	群馬県前橋市亀里町900	027-210-0111	食料・雑貨																																																																									
店名(調達先)	所在地	電話番号	備考																																																																									
略	略	略	略																																																																									
ベイシア さくら氏家店	さくら市氏家725	028-681-8855	食料・雑貨																																																																									
リオン・ドール 高根沢店	高根沢町大字宝積寺2337	028-675-1251	食料・雑貨																																																																									
リオン・ドール 高根沢東店	高根沢町大字平田1989-1	028-676-8211	食料・雑貨																																																																									
ファッションセンター しまむら高根沢店	高根沢町宝石台3-14-4	028-680-1020	衣料																																																																									
<p>15-4 流通業者等連絡先一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>店名(調達先)</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤帽栃木県軽自動車 運送協同組合</td> <td>宇都宮市下栗1-4-3</td> <td>028-623-7711</td> <td>全般</td> </tr> <tr> <td>栃木県トラック協会 塩那支部</td> <td>大田原市下石上1369-9</td> <td>0287-29-0195</td> <td>全般</td> </tr> <tr> <td>佐川急便株式会社</td> <td>東京都江東区新砂2-2-8</td> <td>03-6852-3090</td> <td>全般</td> </tr> </tbody> </table>	店名(調達先)	所在地	電話番号	備考	赤帽栃木県軽自動車 運送協同組合	宇都宮市下栗1-4-3	028-623-7711	全般	栃木県トラック協会 塩那支部	大田原市下石上1369-9	0287-29-0195	全般	佐川急便株式会社	東京都江東区新砂2-2-8	03-6852-3090	全般																																																												
店名(調達先)	所在地	電話番号	備考																																																																									
赤帽栃木県軽自動車 運送協同組合	宇都宮市下栗1-4-3	028-623-7711	全般																																																																									
栃木県トラック協会 塩那支部	大田原市下石上1369-9	0287-29-0195	全般																																																																									
佐川急便株式会社	東京都江東区新砂2-2-8	03-6852-3090	全般																																																																									
12	32	<p>16 町内の医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>倉持整形外科宝積寺</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>にいたに内科・糖尿</td> <td>高根沢町宝石台4-1-16</td> <td>028-611-3414</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	略	略	略	略	削除	削除	削除	削除	略	略	略	略	削除	削除	削除	削除	略	略	略	略	倉持整形外科宝積寺	略	略	略	略	略	略	略	にいたに内科・糖尿	高根沢町宝石台4-1-16	028-611-3414	0	略	略	略	略	<p>16 町内の医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まなか医院</td> <td>高根沢町大字石末2093-9</td> <td>028-675-4122</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>光陽台診療所</td> <td>高根沢町光陽台3-16-3</td> <td>028-675-3388</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>倉持整形外科内科</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> <td>追加</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	略	略	略	略	まなか医院	高根沢町大字石末2093-9	028-675-4122	0	略	略	略	略	光陽台診療所	高根沢町光陽台3-16-3	028-675-3388	0	略	略	略	略	倉持整形外科内科	略	略	略	略	略	略	略	追加	追加	追加	追加	略	略	略	略	医療機関の加除及び医療機関名の修正
		略	略	略	略																																																																							
削除	削除	削除	削除																																																																									
略	略	略	略																																																																									
削除	削除	削除	削除																																																																									
略	略	略	略																																																																									
倉持整形外科宝積寺	略	略	略																																																																									
略	略	略	略																																																																									
にいたに内科・糖尿	高根沢町宝石台4-1-16	028-611-3414	0																																																																									
略	略	略	略																																																																									
略	略	略	略																																																																									
まなか医院	高根沢町大字石末2093-9	028-675-4122	0																																																																									
略	略	略	略																																																																									
光陽台診療所	高根沢町光陽台3-16-3	028-675-3388	0																																																																									
略	略	略	略																																																																									
倉持整形外科内科	略	略	略																																																																									
略	略	略	略																																																																									
追加	追加	追加	追加																																																																									
略	略	略	略																																																																									

13	32	17 災害危険箇所 17-1 本町の主な河川等	17 災害危険箇所 17-1 本町の主な河川等	管理機関の変更 に伴う修正																																																																																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>路線延長</th> <th>管理機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>野元川</td> <td>略</td> <td>町</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>野元支線1号</td> <td>略</td> <td>鬼怒川東部土地改良区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野元支線2号</td> <td>略</td> <td>//</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	河川名		路線延長	管理機関	備考	略	略	略	略	野元川	略	町	略	野元支線1号	略	鬼怒川東部土地改良区		野元支線2号	略	//		<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>路線延長</th> <th>管理機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>野元川</td> <td>略</td> <td>釜ヶ淵土地改良区</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>野元支線1号</td> <td>略</td> <td>//</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野元支線2号</td> <td>略</td> <td>//</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	路線延長	管理機関	備考	略	略	略	略	野元川	略	釜ヶ淵土地改良区	略	野元支線1号	略	//		野元支線2号	略	//																																																																																																																			
河川名	路線延長	管理機関	備考																																																																																																																																																											
略	略	略	略																																																																																																																																																											
野元川	略	町	略																																																																																																																																																											
野元支線1号	略	鬼怒川東部土地改良区																																																																																																																																																												
野元支線2号	略	//																																																																																																																																																												
河川名	路線延長	管理機関	備考																																																																																																																																																											
略	略	略	略																																																																																																																																																											
野元川	略	釜ヶ淵土地改良区	略																																																																																																																																																											
野元支線1号	略	//																																																																																																																																																												
野元支線2号	略	//																																																																																																																																																												
14	33	17-2 重要水防箇所 令和7年4月 現在	17-2 重要水防箇所 令和7年4月 現在	重要度変更に伴う修正																																																																																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th rowspan="2">重要水防箇所地点名</th> <th rowspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">水防工法</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>冷子川</td> <td>工作物</td> <td>B</td> <td>左・右</td> <td>上太田</td> <td>230</td> <td>積土のう</td> </tr> </tbody> </table>	河川名		重要度		左右岸別	重要水防箇所地点名	延長(m)	水防工法	種別	階級	略	略	略	略	略	略	略	冷子川	工作物	B	左・右	上太田	230	積土のう	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th rowspan="2">重要水防箇所地点名</th> <th rowspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">水防工法</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>冷子川</td> <td>工作物</td> <td>A</td> <td>左・右</td> <td>上太田</td> <td>230</td> <td>積土のう</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地点名	延長(m)	水防工法	種別	階級	略	略	略	略	略	略	略	冷子川	工作物	A	左・右	上太田	230	積土のう																																																																																																												
河川名	重要度			左右岸別	重要水防箇所地点名	延長(m)					水防工法																																																																																																																																																			
	種別	階級																																																																																																																																																												
略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																																								
冷子川	工作物	B	左・右	上太田	230	積土のう																																																																																																																																																								
河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地点名	延長(m)	水防工法																																																																																																																																																								
	種別	階級																																																																																																																																																												
略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																																								
冷子川	工作物	A	左・右	上太田	230	積土のう																																																																																																																																																								
15	34	17-4 土砂災害警戒区域等 (令和7年4月 現在)	17-4 土砂災害警戒区域等 (急傾斜地) (令和2年4月 現在)	地すべり箇所の追加に伴う修正																																																																																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">箇所名</th> <th colspan="2">位置</th> <th rowspan="2">人家戸数</th> <th rowspan="2">公共建物</th> <th rowspan="2">連絡先(消防団)</th> <th rowspan="2">最寄り避難場所</th> </tr> <tr> <th>大字</th> <th>小字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">急傾斜地</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>平和台A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>8</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>役場前A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>3</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東上A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>5</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>和田A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>5</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>上A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>6</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>糠塚A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>4</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地すべり</td> <td>上柏崎</td> <td>上高根沢</td> <td>上柏崎</td> <td>19</td> <td></td> <td>第3分団</td> <td>柏崎公民館</td> </tr> <tr> <td>山ノ下</td> <td>上高根沢</td> <td>山下</td> <td>10</td> <td></td> <td>第1分団</td> <td>上高根沢小学校</td> </tr> </tbody> </table>	区分		箇所名	位置		人家戸数	公共建物	連絡先(消防団)	最寄り避難場所	大字	小字	急傾斜地	略	略	略	略		略	略	平和台A	略	略	8		略	略	役場前A	略	略	3		略	略	東上A	略	略	5	略	略	略	和田A	略	略	5		略	略	上A	略	略	6		略	略	糠塚A	略	略	4		略	略	略	略	略	略	略	略	略	地すべり	上柏崎	上高根沢	上柏崎	19		第3分団	柏崎公民館	山ノ下	上高根沢	山下	10		第1分団	上高根沢小学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">箇所名</th> <th colspan="2">位置</th> <th rowspan="2">人家戸数</th> <th rowspan="2">公共建物</th> <th rowspan="2">連絡先(消防団)</th> <th rowspan="2">最寄り避難場所</th> </tr> <tr> <th>大字</th> <th>小字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">自然がけ</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>平和台A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>7</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>役場前A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>5</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東上A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>3</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>和田A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>14</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>上A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>6</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>糠塚A</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>5</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="8">追加</td> </tr> </tbody> </table>	区分	箇所名	位置		人家戸数	公共建物	連絡先(消防団)	最寄り避難場所	大字	小字	自然がけ	略	略	略	略		略	略	平和台A	略	略	7		略	略	役場前A	略	略	5		略	略	東上A	略	略	3	略	略	略	和田A	略	略	14		略	略	上A	略	略	6		略	略	糠塚A	略	略	5		略	略	略	略	略	略	略	略	略	追加				
区分	箇所名	位置		人家戸数		公共建物	連絡先(消防団)					最寄り避難場所																																																																																																																																																		
		大字	小字																																																																																																																																																											
急傾斜地	略	略	略	略		略	略																																																																																																																																																							
	平和台A	略	略	8		略	略																																																																																																																																																							
	役場前A	略	略	3		略	略																																																																																																																																																							
	東上A	略	略	5	略	略	略																																																																																																																																																							
	和田A	略	略	5		略	略																																																																																																																																																							
	上A	略	略	6		略	略																																																																																																																																																							
	糠塚A	略	略	4		略	略																																																																																																																																																							
	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																																							
地すべり	上柏崎	上高根沢	上柏崎	19		第3分団	柏崎公民館																																																																																																																																																							
	山ノ下	上高根沢	山下	10		第1分団	上高根沢小学校																																																																																																																																																							
区分	箇所名	位置		人家戸数	公共建物	連絡先(消防団)	最寄り避難場所																																																																																																																																																							
		大字	小字																																																																																																																																																											
自然がけ	略	略	略	略		略	略																																																																																																																																																							
	平和台A	略	略	7		略	略																																																																																																																																																							
	役場前A	略	略	5		略	略																																																																																																																																																							
	東上A	略	略	3	略	略	略																																																																																																																																																							
	和田A	略	略	14		略	略																																																																																																																																																							
	上A	略	略	6		略	略																																																																																																																																																							
	糠塚A	略	略	5		略	略																																																																																																																																																							
	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																																																							
追加																																																																																																																																																														
16	35	20 消防水利の状況 (令和7年4月現在)	20 消防施設の状況 (令和元年4月現在)	時点修正																																																																																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>基数</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火水槽 (40㎡以上60㎡未満)</td> <td>25</td> <td>公設25基</td> </tr> <tr> <td>防火水槽 (20㎡以上40㎡未満)</td> <td>98</td> <td>公設98基、私設1基</td> </tr> <tr> <td>防火井戸</td> <td>30</td> <td>公設30基</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>768</td> <td>公設733基、私設35基</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>52</td> <td>プール、河川等</td> </tr> </tbody> </table>	施設名		基数	摘要	防火水槽 (40㎡以上60㎡未満)	25	公設25基	防火水槽 (20㎡以上40㎡未満)	98	公設98基、私設1基	防火井戸	30	公設30基	消火栓	768	公設733基、私設35基	その他	52	プール、河川等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>用途</th> <th>基数(基)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火水槽 (40㎡)</td> <td>消火用</td> <td>25</td> <td>公設23基、私設2基</td> </tr> <tr> <td>防火水槽 (20㎡)</td> <td>//</td> <td>96</td> <td>公設96基</td> </tr> <tr> <td>防火井戸</td> <td>//</td> <td>33</td> <td>公設33基</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>//</td> <td>763</td> <td>公設731基、私設32基</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>非常時消火用</td> <td>9</td> <td>小、中、高校</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	用途	基数(基)	摘要	防火水槽 (40㎡)	消火用	25	公設23基、私設2基	防火水槽 (20㎡)	//	96	公設96基	防火井戸	//	33	公設33基	消火栓	//	763	公設731基、私設32基	プール	非常時消火用	9	小、中、高校																																																																																																																
施設名	基数	摘要																																																																																																																																																												
防火水槽 (40㎡以上60㎡未満)	25	公設25基																																																																																																																																																												
防火水槽 (20㎡以上40㎡未満)	98	公設98基、私設1基																																																																																																																																																												
防火井戸	30	公設30基																																																																																																																																																												
消火栓	768	公設733基、私設35基																																																																																																																																																												
その他	52	プール、河川等																																																																																																																																																												
施設名	用途	基数(基)	摘要																																																																																																																																																											
防火水槽 (40㎡)	消火用	25	公設23基、私設2基																																																																																																																																																											
防火水槽 (20㎡)	//	96	公設96基																																																																																																																																																											
防火井戸	//	33	公設33基																																																																																																																																																											
消火栓	//	763	公設731基、私設32基																																																																																																																																																											
プール	非常時消火用	9	小、中、高校																																																																																																																																																											

21 防災無線局等一覧

21-1 デジタル防災行政無線

No.	設置場所	所在地	No.	設置場所	所在地
1	高根沢町役場	石末2053	30	東高谷農村公園	平田1831-2
2	中妻公民館	上阿久津714-2	31	上太田	〃 1110-1
3	阿久津中学校	中阿久津1470	32	平田中郷	平田649-4
4	消防団第6分団	宝積寺951-1	33	北小学校校庭	飯室876
5	児童館みんなの広場	〃 1090	34	飯室	飯室604先
6	消防団第5分団	〃 2366-32	35	台新田	亀梨578-30
7	山中児童公園	〃 2261-97	36	台新田公民館	亀梨470-1
8	宝積寺公民館	〃 266	37	寺渡戸公民館	寺渡戸313
9	宝積寺石神	〃 1688-3	38	東小学校駐車場	太田745-1
10	光陽台みどり公園	光陽台5-10-9	39	消防団第3分団	〃 583-3
11	宝石台ふれあい公園	宝石台3-4-2	40	太田東	〃 63-1先
12	大谷西	大谷2531-2	41	栗ヶ島公民館	栗ヶ島623-1
13	消防団第7分団	〃 1017-3	42	桑窪公民館	桑窪392
14	大谷東	〃 1431-18	43	桑下	桑窪1795先
15	石末笹原	石末3450	44	下柏崎	下柏崎138-4
16	石末宿集落センター	〃 2553-6	45	中柏崎	中柏崎368-2
17	中央小学校	〃 2247-1	46	金井公民館	〃 4867-2
18	町民広場	〃 1825	47	上高築瀬	上高根沢4514-1
19	高根沢消防署	〃 898-3	48	上高西根	上高根沢3988-1
20	石末籠関	〃 1408-1	49	上高根沢小学校	〃 2080
21	石末赤堀	〃 202	50	上高原集落センター	〃 1551
22	花岡東上公民館	花岡2789-2	51	台の原集会場	〃 6507-3
23	西上集落センター	〃 1865-2	52	上高宿	〃 2379-2
24	キリン体育館	〃 117	53	上高塚原	〃 439-3
25	花岡東下公民館	〃 1202-2	54	上高石沼	〃 177-1
26	西高谷公民館	西高谷333-1	55	中阿久津公民館	中阿久津349
27	伏久	伏久425	56	花岡	花岡1504-1
28	文挾	文挾444	57	元気あつむら駐車場	上柏崎588-1
29	仁井田ふれあい広場駐車場	平田2009-4			

※携帯型移動系防災行政無線機 5 台を地域安全課に配置

21 高根沢町防災行政無線局

21-1 防災行政無線（同報系）・・・68.805MHz〔F2D、0.1W・0.5W〕

No.	種別	局名（箇所名）	所在地	No.	種別	局名（箇所名）	所在地
1	親局	高根沢町役場	石末2053	31	子局	上太田公民館	平田1110
2	子局	中妻	上阿久津720	32	〃	平田中郷	〃 559
3	〃	阿久津中学校	中阿久津1470	33	〃	北小学校	飯室876
4	〃	消防団第6分団	宝積寺951-1	34	〃	飯室	〃 741
5	〃	阿久津小学校	〃 1178	35	〃	台新田	亀梨578-1
6	〃	東町中区	〃 2390-23	36	〃	台新田公民館	〃 472
7	〃	南区山中児童公園	〃 2261-97	37	〃	寺渡戸	寺渡戸313
8	〃	宝積寺	〃 34-3	38	〃	太田地区コミュニティセンター	太田745
9	〃	宝積寺石神	〃 1688-3	39	〃	太田中	〃 583-3
10	〃	光陽台みどり公園	光陽台5-10-9	40	〃	太田東	〃 79-1先
11	〃	宝石台ふれあい公園	宝石台3-4-2	41	〃	栗ヶ島公民館	栗ヶ島603-1
12	〃	大谷西	大谷2531-2	42	〃	桑窪公民館	桑窪356
13	〃	消防団第7分団	〃 1017-3	43	〃	桑下	〃 1795-1
14	〃	大谷東	〃 1431-18	44	〃	下柏崎	下柏崎138-3
15	〃	石末笹原	石末3450	45	〃	中柏崎	中柏崎358
16	〃	石末宿	〃 2553-6	46	〃	金井公民館	上高根沢4867
17	〃	中央小学校	〃 2247-1	47	〃	上高根沢築瀬	〃 4498先
18	〃	石末原	〃 1825	48	〃	西根公民館	〃 3819
19	〃	石末柳林	〃 832	49	〃	上高根沢小学校	〃 765
20	〃	元籠関公民館	〃 1408	50	〃	上高廻谷	〃 976-2
21	〃	石末赤堀	〃 202	51	〃	上高台ノ原	〃 6484
22	子局	花岡東上公民館	花岡2787	52	子局	上高宿	〃 2379-1先
23	〃	花岡西上	〃 1865-2	53	〃	上高塚原	〃 365-1
24	〃	消防団第2分団	〃 190-2	54	〃	石沼公民館	〃 177
25	〃	花岡東下	〃 291	55	〃	中阿久津公民館	中阿久津350
26	〃	西高谷	西高谷333-1	56	〃	花岡	花岡1504-1
27	〃	伏久	伏久425	57	〃	上柏崎	上柏崎532-1
28	〃	文挾	文挾445				
29	〃	仁井田ふれあい広場駐車場	平田2009-4				
30	〃	東高谷	〃 1831-1				

追加

アナログ無線からデジタル無線へ変更したことによる修正

36
～
37

21-2 デジタル簡易無線機

No.	呼称名称	グループ	No.	呼称名称	グループ
1	阿久津小1	避難所G	23	都市整備課1	都市整備課G
2	西小1		24	都市整備課2	
3	中央小1		25	都市整備課3	
4	北小1		26	都市整備課4	
5	東小1		27	都市整備課5	
6	上高根沢小1	地域安全G	28	農政課1	農政課G
7	地域安全課1		29	農政課2	
8	地域安全課2		30	農政課3	
9	地域安全課3		31	商工観光課4	商工観光課G
10	地域安全課4		32	商工観光課5	
11	地域安全課5		33	商工観光課6	
12	地域安全課6		34	学校教育課1	学校教育課G
13	地域安全課7		35	学校教育課2	
14	地域安全課8		36	こどもみらい1	こどもみらいG
15	地域安全課9		37	こどもみらい2	
16	地域安全課10		38	にじいろ保育1	
17	地域安全課11		39	のびのび保育1	
18	地域安全課12		40	生涯学習課1	生涯学習課G
19	地域安全課13	41	生涯学習課2		
20	保健センター1	健康福祉課G			
21	環境課1	環境課G			
22	環境課2				

21-3 IP無線機

No	局名						
1	地域安全課1	6	副団長1	11	第2分団長	16	第7分団長
2	地域安全課2	7	副団長2	12	第3分団長	17	第8分団長
3	地域安全課3	8	本部長	13	第4分団長		
4	地域安全課4	9	副本部長	14	第5分団長		
5	団長	10	第1分団長	15	第6分団長		

21-2 防災行政無線（移動系）・・・466.2625MHz〔F3E〕

No.	呼称名称	出力	所在	No.	呼称名称	出力	所在
1	ぼうさいたかねざわ 1	5W	地域安全課	26	ぼうさいたかねざわ 102	5W	地域安全課
2	” 2	”	”	27	” 103	”	消防団執行部
3	” 3	”	”	28	” 104	”	消防団執行部
4	” 4	”	”	29	” 105	”	消防団執行部
5	” 5	”	”	30	” 106	”	消防団執行部
6	” 18	”	”	31	” 107	”	消防団執行部
7	” 21	”	産業課	32	” 108	”	地域安全課
8	” 22	”	”	33	” 151	”	第1分団ボンプ車
9	” 23	”	”	34	” 152	”	第2分団ボンプ車
10	” 24	”	”	35	” 153	”	第3分団ボンプ車
11	” 31	”	上下水道課	36	” 154	”	第4分団ボンプ車
12	” 32	”	”	37	” 155	”	第5分団ボンプ車
13	” 33	”	”	38	” 156	”	第6分団ボンプ車
14	” 34	”	”	39	” 157	”	第7分団ボンプ車
15	” 51	”	第1分団ボンプ車	40	” 158	”	第8分団ボンプ車
16	” 52	”	第2分団ボンプ車	41	” 159	”	第3分団積載車
17	” 53	”	第3分団ボンプ車	42	” 160	”	第3分団積載車
18	” 54	”	第4分団ボンプ車	43	” 201	1W	上下水道課
19	” 55	”	第5分団ボンプ車	44	” 202	”	”
20	” 56	”	第6分団ボンプ車	45	” 203	”	産業課
21	ぼうさいたかねざわ 57	5W	第7分団ボンプ車	46	ぼうさいたかねざわ 204	1W	産業課
22	” 58	”	第8分団ボンプ車	47	” 205	”	地域安全課
23	” 59	”	第3分団積載車				
24	” 60	”	第3分団積載車				
25	” 101	”	消防団執行部				

21-3 参考・消防無線

免許人	呼称名称	電波形式	周波数	備考
塩谷広域行政組合消防本部 高根沢消防署	しょうぼうたかねざわ	F3E	152.23MHz	消防本部管轄署は、同一周波数を使用。

19	38	23 上下水道施設 23-1 水道事業浄水施設						23 上下水道施設 23-1 水道事業浄水施設						時点修正		
		種別	浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口(人)	備考	種別	浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口(人)	備考			
		略	略	略	略	20,657		略	略	略	略	20,583				
		略	略	略	略	3,718		略	略	略	略	4,100				
		略	略	略	略	3,422		略	略	略	略	3,808				
		略	略	略	略	670		略	略	略	略	774				
20	39	25 避難所(場所) 25-1 指定避難所一覧						25 避難所(場所) 25-1 指定避難所一覧						避難所生活環境 向上のための修 正		
		No.	避難場所名	所在地	電話番号	収容可能人数 2m ³ /3.5m ³	施設の種別 (建物・m ²)	危険 度	No.	避難場所名	所在地	電話番号	収容可能人数 (人)		施設の種別 (建物・m ²)	拠点 区分
		1	阿久津中学校	略	略	845/483	略	D	1	阿久津中学校	略	略	845		略	
		2	阿久津小学校	略	略	386/220	略	D	2	阿久津小学校	略	略	386		略	○
		3	図書館中央館	略	略	146/83	集会所等 292	D	3	図書館中央館	略	略	154		集会所等 309	
		4	西小学校	略	略	437/250	略	D	4	西小学校	略	略	437		略	○
		5	大谷集落セン ター	略	略	57/33	略	A	5	大谷集落セン ター	略	略	57		略	
		6	中央小学校	略	略	236/135	略	C	6	中央小学校	略	略	236		略	○
			削除	削除	削除	削除	削除	D	7	町民広場	石末1825	675-3175	1,226		改善センター・トレシ 町民ホール等 2,452	
		7	高根沢高校	略	略	495/283	略	D	8	高根沢高校	略	略	495		略	
		8	北小学校	略	略	255/146	略	D	9	北小学校	略	略	255		略	○
		9	仁井田 ふれあい広場	略	略	465/266	略	D	10	仁井田 ふれあい広場	略	略	465		略	
		10	台新田公民館	略	略	54/31	略	D	11	台新田公民館	略	略	54		略	
		11	東小学校・北 高根沢中学校	略	略	608/347	略	A	12	東小学校・北 高根沢中学校	略	略	608		略	○
12	桑窪公民館	略	略	57/33	略	D	13	桑窪公民館	略	略	57	略				

		13	柏崎公民館	略	略	48/28	略	D			14	柏崎公民館	略	略	48	略			
		14	上高根沢小学校	略	略	234/134	略	C			15	上高根沢小学校	略	略	234	略	○		
		15	道の駅たかね ざわげんき	略	略	182/104	略	D			16	道の駅たかね ざわげんき	略	略	182	略			
		合計				4,509/2,576	9,018				合計				5,739	11,487			
		<p>危険度 A：想定浸水深が0.5m～3.0mの場所 危険度 B：想定浸水深が0.0m～0.5mの場所 危険度 C：浸水のおそれは少ないが、周囲が浸水する場所 危険度 D：浸水のおそれがない場所 ※ 収容可能人数は、1人当たり施設等床面積2㎡/3.5㎡で算出し併記略</p>										<p>追加 ※ 収容可能人数は、1人当たり施設等床面積/2㎡で算出略</p>							
21	40	25-2 指定緊急避難場所一覧								25-2 指定緊急避難場所一覧									
		No.	避難場所名	所在地	電話番号	収容可能人数(人)	収容面積 (㎡)	No.	避難場所名	所在地	電話番号	収容可能人数(人)	収容面積 (㎡)						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
3	図書館中央館	略	略	略	146	292	3	図書館中央館	略	略	154	309							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略							
7	町民広場グランド	略	略	略	19,072	38,144	7	町民広場	略	略	1,226	2,452							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略							
合計					76,026	152,065	合計				58,188	116,390							
22	41	25-3 福祉避難所一覧								25-3 福祉避難所一覧								閉業施設の削除 項ずれの修正 時点修正	
			施設名	居室の名称	受入可能人数	所在地	電話番号 FAX		施設名	居室の名称	受入可能人数	所在地	電話番号 FAX						
1	花の丘/木の香	略	略	略	略	略	1	略	略	略	略	略							
2	高根沢のぞみ苑	略	略	略	略	略	2	高根沢のぞみ苑	略	略	略	略							
3	ケアハウスフローラ	略	略	略	略	略	3	ケアハウスフローラ	略	略	略	略							
4	フローラりんくる	略	略	略	略	略	4	フローラりんくる	略	略	略	略							
	削除	削除	削除	削除	削除	削除	5	デイサービスセンター くるみ	静養室・相談室	5	光陽台1-5-4	908-4838 680-1590							
5	デイホーム照和	略	略	略	略	略	6	デイホーム照和	略	略	略	略							
6	いぶき	略	略	略	略	略	7	いぶき	略	略	略	略							

7	あさひ	略	略	略	略
8	拋り所えん	略	略	略	略
合計			107		

8	あさひ	略	略	略	略
9	拋り所えん	略	略	略	略
合計			112		

25-4 震災による被害想定に基づく指定避難所における収容人数等一覧

避難場所名	地域人口 R7.4.1 現在	対象地域	被災者 想定人数	収容可能 人数	トイレ 数	収容面積
阿久津中学校	17,042	宝積寺、上阿久津、中阿久津、光陽台、宝石台	997	1,037	7	略
阿久津小学校					13	略
図書館中央館					10	292
西小学校					13	略
大谷集落センター 中央小学校	8,217	大谷、石末、花岡、西高谷、亀梨、狭間田、伏久、文挾、飯室、平田	480	862	1	略
削除					削除	
高根沢高校					3	略
北小学校					14	略
仁井田					8	略
ふれあい広場 台新田公民館 東小学校・ 北高根沢中学校 桑窪公民館 柏崎公民館 道の駅たかねざわ 元気あっぷむら	1,790	上柏崎、桑窪、栗ヶ島、太田、中柏崎、下柏崎、寺渡戸	105	542	1	略
上高根沢小学校					19	略
合計					1	略
					1	略
					73	364
					10	略
					10	略

※1 集会所として利用している施設（公民館等）は、延べ床面積×有効率（70%）で算出
 ※2 収容可能人数を、1人当たり床面積3.5㎡で算定
 ※2 学校の床面積及びトイレ数については、校舎（教室）分を除く

25-4 震災による被害想定に基づく指定避難所における収容判定表

避難場所名	地域人口	対象地域	被災者 想定人数	収容可能 人数	判定	収容面積
阿久津中学校	10,114	宝積寺、上阿久津中阿久津	584	1,385	○	略
阿久津小学校						略
図書館中央館						309
西小学校						略
西小学校	7,604	光陽台、宝石台	437	437	○	略
大谷集落センター 中央小学校	4,049	大谷、石末、花岡、西高谷	232	1,519	○	略
町民広場						略
高根沢高校	3,084	伏久、文挾飯室、亀梨、平田	177	1,215	○	略
北小学校						略
仁井田						略
ふれあい広場 台新田公民館 東小学校・ 北高根沢中学校 桑窪公民館 柏崎公民館	2,864	上柏崎、亀梨、桑窪、栗ヶ島、太田、中柏崎、下柏崎	164	767	○	略
追加						
上高根沢小学校						略
合計						略
						略
						略

※1 判定欄は、○：満足している △：満足しているが危険 ×：不足
 ※2 収容可能人数は、1人当たり体育館等床面積/2㎡で算出
 ※3 集会所として利用している施設（公民館等）は、延べ床面積×有効率（70%）で算出

23 42

収容人員見直しによる修正

24		削除	25-5 風水害時の指定避難所開設における危険度判定表					資料25-1に危険度欄を設け転載																																																																																																																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>避難場所名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>収容可能人数(人)</th> <th>危険度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>阿久津中学校</td><td>中阿久津1470</td><td>675-0014</td><td>845</td><td>D</td></tr> <tr><td>2</td><td>阿久津小学校</td><td>宝積寺1178</td><td>675-0046</td><td>386</td><td>D</td></tr> <tr><td>3</td><td>図書館中央館</td><td>宝積寺1220-2</td><td>675-6531</td><td>154</td><td>D</td></tr> <tr><td>4</td><td>西小学校</td><td>光陽台3-2-3</td><td>675-7541</td><td>437</td><td>D</td></tr> <tr><td>5</td><td>大谷集落センター</td><td>大谷922</td><td>675-1967</td><td>57</td><td>A</td></tr> <tr><td>6</td><td>中央小学校</td><td>石末2247</td><td>675-0047</td><td>236</td><td>C</td></tr> <tr><td>7</td><td>町民広場</td><td>石末1825</td><td>675-3175</td><td>1,226</td><td>C</td></tr> <tr><td>8</td><td>高根沢高校</td><td>文挾32-2</td><td>676-0531</td><td>495</td><td>D</td></tr> <tr><td>9</td><td>北小学校</td><td>飯室876</td><td>676-0014</td><td>255</td><td>D</td></tr> <tr><td>10</td><td>仁井田ふれあい広場</td><td>平田2012-2</td><td>676-3155</td><td>465</td><td>D</td></tr> <tr><td>11</td><td>台新田公民館</td><td>亀梨478</td><td>(館長宅)</td><td>54</td><td>D</td></tr> <tr><td>12</td><td>東小学校・ 北高根沢中学校</td><td>太田753</td><td>676-1651</td><td>608</td><td>A</td></tr> <tr><td>13</td><td>桑窪公民館</td><td>桑窪405</td><td>(館長宅)</td><td>57</td><td>D</td></tr> <tr><td>14</td><td>柏崎公民館</td><td>中柏崎246-4</td><td>(館長宅)</td><td>48</td><td>D</td></tr> <tr><td>15</td><td>上高根沢小学校</td><td>上高根沢2080</td><td>675-0648</td><td>234</td><td>C</td></tr> <tr><td colspan="4">合計</td><td>5,557</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>危険度A：想定浸水深が0.5m～3.0mの場所 危険度B：想定浸水深が0.0m～0.5mの場所 危険度C：浸水のおそれは少ないが、周囲が浸水する場所 危険度D：浸水のおそれがない場所</p>	No.	避難場所名	所在地	電話番号		収容可能人数(人)	危険度	1	阿久津中学校	中阿久津1470	675-0014	845	D	2	阿久津小学校	宝積寺1178	675-0046	386	D	3	図書館中央館	宝積寺1220-2	675-6531	154	D	4	西小学校	光陽台3-2-3	675-7541	437	D	5	大谷集落センター	大谷922	675-1967	57	A	6	中央小学校	石末2247	675-0047	236	C	7	町民広場	石末1825	675-3175	1,226	C	8	高根沢高校	文挾32-2	676-0531	495	D	9	北小学校	飯室876	676-0014	255	D	10	仁井田ふれあい広場	平田2012-2	676-3155	465	D	11	台新田公民館	亀梨478	(館長宅)	54	D	12	東小学校・ 北高根沢中学校	太田753	676-1651	608	A	13	桑窪公民館	桑窪405	(館長宅)	57	D	14	柏崎公民館	中柏崎246-4	(館長宅)	48	D	15	上高根沢小学校	上高根沢2080	675-0648	234	C	合計				5,557																		
No.	避難場所名	所在地	電話番号	収容可能人数(人)	危険度																																																																																																																						
1	阿久津中学校	中阿久津1470	675-0014	845	D																																																																																																																						
2	阿久津小学校	宝積寺1178	675-0046	386	D																																																																																																																						
3	図書館中央館	宝積寺1220-2	675-6531	154	D																																																																																																																						
4	西小学校	光陽台3-2-3	675-7541	437	D																																																																																																																						
5	大谷集落センター	大谷922	675-1967	57	A																																																																																																																						
6	中央小学校	石末2247	675-0047	236	C																																																																																																																						
7	町民広場	石末1825	675-3175	1,226	C																																																																																																																						
8	高根沢高校	文挾32-2	676-0531	495	D																																																																																																																						
9	北小学校	飯室876	676-0014	255	D																																																																																																																						
10	仁井田ふれあい広場	平田2012-2	676-3155	465	D																																																																																																																						
11	台新田公民館	亀梨478	(館長宅)	54	D																																																																																																																						
12	東小学校・ 北高根沢中学校	太田753	676-1651	608	A																																																																																																																						
13	桑窪公民館	桑窪405	(館長宅)	57	D																																																																																																																						
14	柏崎公民館	中柏崎246-4	(館長宅)	48	D																																																																																																																						
15	上高根沢小学校	上高根沢2080	675-0648	234	C																																																																																																																						
合計				5,557																																																																																																																							
25	43	26 飛行場外・緊急離着陸場	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>離着陸場名</th> <th>所在地</th> <th>種別</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>高根沢町町民広場</td><td>高根沢町大字石末1804</td><td>B</td><td>675-3175</td></tr> <tr><td>2</td><td>上高根沢小学校グラウンド</td><td>高根沢町大字上高根沢2080</td><td>B</td><td>675-1037</td></tr> <tr><td>3</td><td>高根沢高校北グラウンド</td><td>高根沢町大字文挾32-2</td><td>B</td><td>676-0531</td></tr> <tr><td>4</td><td>阿久津小学校</td><td>高根沢町大字宝積寺1178</td><td>B</td><td>675-1037</td></tr> <tr><td>5</td><td>阿久津中学校グラウンド</td><td>高根沢町大字中阿久津1470</td><td>B</td><td>675-1037</td></tr> <tr><td>6</td><td>高根沢消防署</td><td>高根沢町大字石末898-3</td><td>E</td><td>675-1711</td></tr> <tr><td>7</td><td>鬼怒グリーンパーク</td><td>高根沢町大字宝積寺86-1</td><td>C</td><td>675-1909</td></tr> <tr><td>8</td><td>石末運動場</td><td>高根沢町大字石末2115-1</td><td>B</td><td>675-3175</td></tr> <tr><td>9</td><td>旧東小学校</td><td>高根沢町大字太田715</td><td>B</td><td>675-8101</td></tr> <tr><td>10</td><td>中央小学校</td><td>高根沢町大字石末2247-1</td><td>B</td><td>675-1037</td></tr> <tr><td>11</td><td>西小学校</td><td>高根沢町光陽台3-2-3</td><td>B</td><td>675-1037</td></tr> <tr><td>12</td><td>北小学校</td><td>高根沢町大字飯室876</td><td>B</td><td>675-1037</td></tr> </tbody> </table>	番号	離着陸場名	所在地	種別	連絡先	1	高根沢町町民広場	高根沢町大字石末1804	B	675-3175	2	上高根沢小学校グラウンド	高根沢町大字上高根沢2080	B	675-1037	3	高根沢高校北グラウンド	高根沢町大字文挾32-2	B	676-0531	4	阿久津小学校	高根沢町大字宝積寺1178	B	675-1037	5	阿久津中学校グラウンド	高根沢町大字中阿久津1470	B	675-1037	6	高根沢消防署	高根沢町大字石末898-3	E	675-1711	7	鬼怒グリーンパーク	高根沢町大字宝積寺86-1	C	675-1909	8	石末運動場	高根沢町大字石末2115-1	B	675-3175	9	旧東小学校	高根沢町大字太田715	B	675-8101	10	中央小学校	高根沢町大字石末2247-1	B	675-1037	11	西小学校	高根沢町光陽台3-2-3	B	675-1037	12	北小学校	高根沢町大字飯室876	B	675-1037	26 飛行場外・緊急離着陸場	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>離着陸場名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>指定</td><td>高根沢町町民広場</td><td>高根沢町大字石末1804</td><td>高根沢町長</td><td>675-3175</td></tr> <tr><td rowspan="12">指定外 (公立)</td><td>阿久津中学校</td><td>高根沢町大字中阿久津1470</td><td>阿久津中学校長</td><td>675-0014</td></tr> <tr><td>阿久津小学校</td><td>高根沢町大字宝積寺1178</td><td>阿久津小学校長</td><td>675-0046</td></tr> <tr><td>西小学校</td><td>高根沢町光陽台3-2-3</td><td>西小学校長</td><td>675-7541</td></tr> <tr><td>大谷集落センター</td><td>高根沢町大字大谷922</td><td>大谷公民館長</td><td>675-1967</td></tr> <tr><td>高根沢高校</td><td>高根沢町大字文挾32-2</td><td>高根沢高校校長</td><td>676-0531</td></tr> <tr><td>北小学校</td><td>高根沢町大字飯室876</td><td>北小学校長</td><td>676-0014</td></tr> <tr><td>台新田公民館</td><td>高根沢町大字亀梨478</td><td>台新田公民館長</td><td></td></tr> <tr><td>旧東小学校</td><td>高根沢町大字太田715</td><td>高根沢町長</td><td>675-1037</td></tr> <tr><td>東小学校</td><td rowspan="2">高根沢町大字太田753</td><td rowspan="2">北高根沢中学校長</td><td rowspan="2">676-1651</td></tr> <tr><td>北高根沢中学校</td></tr> <tr><td>桑窪公民館</td><td>高根沢町大字桑窪405</td><td>桑窪公民館長</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	離着陸場名	所在地	管理者	連絡先	指定	高根沢町町民広場	高根沢町大字石末1804	高根沢町長	675-3175	指定外 (公立)	阿久津中学校	高根沢町大字中阿久津1470	阿久津中学校長	675-0014	阿久津小学校	高根沢町大字宝積寺1178	阿久津小学校長	675-0046	西小学校	高根沢町光陽台3-2-3	西小学校長	675-7541	大谷集落センター	高根沢町大字大谷922	大谷公民館長	675-1967	高根沢高校	高根沢町大字文挾32-2	高根沢高校校長	676-0531	北小学校	高根沢町大字飯室876	北小学校長	676-0014	台新田公民館	高根沢町大字亀梨478	台新田公民館長		旧東小学校	高根沢町大字太田715	高根沢町長	675-1037	東小学校	高根沢町大字太田753	北高根沢中学校長	676-1651	北高根沢中学校	桑窪公民館	高根沢町大字桑窪405	桑窪公民館長		時点修正
番号	離着陸場名	所在地	種別	連絡先																																																																																																																							
1	高根沢町町民広場	高根沢町大字石末1804	B	675-3175																																																																																																																							
2	上高根沢小学校グラウンド	高根沢町大字上高根沢2080	B	675-1037																																																																																																																							
3	高根沢高校北グラウンド	高根沢町大字文挾32-2	B	676-0531																																																																																																																							
4	阿久津小学校	高根沢町大字宝積寺1178	B	675-1037																																																																																																																							
5	阿久津中学校グラウンド	高根沢町大字中阿久津1470	B	675-1037																																																																																																																							
6	高根沢消防署	高根沢町大字石末898-3	E	675-1711																																																																																																																							
7	鬼怒グリーンパーク	高根沢町大字宝積寺86-1	C	675-1909																																																																																																																							
8	石末運動場	高根沢町大字石末2115-1	B	675-3175																																																																																																																							
9	旧東小学校	高根沢町大字太田715	B	675-8101																																																																																																																							
10	中央小学校	高根沢町大字石末2247-1	B	675-1037																																																																																																																							
11	西小学校	高根沢町光陽台3-2-3	B	675-1037																																																																																																																							
12	北小学校	高根沢町大字飯室876	B	675-1037																																																																																																																							
区分	離着陸場名	所在地	管理者	連絡先																																																																																																																							
指定	高根沢町町民広場	高根沢町大字石末1804	高根沢町長	675-3175																																																																																																																							
指定外 (公立)	阿久津中学校	高根沢町大字中阿久津1470	阿久津中学校長	675-0014																																																																																																																							
	阿久津小学校	高根沢町大字宝積寺1178	阿久津小学校長	675-0046																																																																																																																							
	西小学校	高根沢町光陽台3-2-3	西小学校長	675-7541																																																																																																																							
	大谷集落センター	高根沢町大字大谷922	大谷公民館長	675-1967																																																																																																																							
	高根沢高校	高根沢町大字文挾32-2	高根沢高校校長	676-0531																																																																																																																							
	北小学校	高根沢町大字飯室876	北小学校長	676-0014																																																																																																																							
	台新田公民館	高根沢町大字亀梨478	台新田公民館長																																																																																																																								
	旧東小学校	高根沢町大字太田715	高根沢町長	675-1037																																																																																																																							
	東小学校	高根沢町大字太田753	北高根沢中学校長	676-1651																																																																																																																							
	北高根沢中学校																																																																																																																										
	桑窪公民館	高根沢町大字桑窪405	桑窪公民館長																																																																																																																								

27

45
～
46

27-2 災害時における各種協定の締結先一覧

応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	東武宇都宮百貨店 福田屋百貨店	平成19年3月31日	・食糧・生活必需品の供給等の協力
災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	とちぎコープ 生活協同組合	平成19年3月31日	・食糧・生活必需品の供給等の協力
災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定	赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	平成19年3月31日	・食糧・生活必需品の供給等の輸送協力
略	略	略	略
災害時における燃料等の供給に関する協定	(有)平石商店、(株)ENEOSフロンティア宇都宮支店Dr.Drive宝積寺店	略	略
略	略	略	略
災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定	エアーサービス古口	略	略
略	略	略	略
災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定書	(株)アクティオ北関東支店	令和2年9月1日	・災害時におけるレンタル資機材の供給
災害時における物資調達に関する協定	王子コンテナ(株)	令和2年10月9日	・段ボール製品等の供給の協力
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)	令和2年10月15日	・災害時の停電に関する協力
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	栃木県司法書士会	令和6年10月28日	・災害時の被災者相談業務
災害時における対応業務の応援協力に関する協定	栃木県建築士会	令和7年11月14日	・建築物等の災害対策業務
災害時における物資供給に関する協定	(株)ベイシア	令和7年12月17日	・食糧・生活必需品の供給等の協力

27-2 災害時における各種協定の締結先一覧

応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
追加			
略	略	略	略
災害時における燃料等の供給に関する協定	中村油店、(有)平石商店、(有)植木商店、(株)ENEOSフロンティア宇都宮支店Dr.Drive宝積寺店	略	略
略	略	略	略
災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定	エアーサービス古口、スカイトライアル、(株)エス・アイ・エイ	略	略
略	略	略	略

追加

協定先閉業による修正並びに新規協定の記載

	災害時における物資供給の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)	令和8年2月10日	・物資の輸送 協力		
28	27-17災害時における燃料等の供給に関する協定 削除				<p>27-17災害時における物資の供給協力に関する協定 災害時における燃料等の供給に関する協定 高根沢町（以下「甲」という。）と中村油店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、「高根沢町地域防災計画」に基づく応急措置のために燃料等が必要となった場合に、その供給について次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的） 第1条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに燃料等の供給を実施し、町民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。</p> <p>（供給の要請） 第2条 甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に供給を要請するものとする。また、甲は、乙に直接要請できるものとする。</p> <p>（供給の実施） 第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を請けたときは、甲に対し優先的に燃料等を供給するものとする。</p> <p>（引き渡し） 第4条 甲は、乙の指定する場所で、燃料等の引き渡しを受けるものとし、それに伴い輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙は輸送に協力するものとする。</p> <p>（経費の負担） 第5条 甲の要請により乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び前条ただし書きの規定により、乙が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。</p> <p>（価格の決定） 第6条 乙から供給を受ける燃料等の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約書の単価を基準とし、甲、乙協議して決定する。また、第4条ただし書きに規定する乙が燃料等の運搬を行った場合の経費も、甲、乙協議して決定する。</p> <p>（支払い） 第7条 甲は、乙から引き渡しを受けた燃料等の代金及び第4条</p>	協定先閉業による修正並びに新規協定の記載

		<p>略</p>	<p>ただし書きの規定により乙又は乙の会員が燃料等の運搬を行った場合の経費を、乙の請求に基づき支払うものとする。 (協定の有効期間及び更新) 第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。 (協定) 第9条 この協定に関する疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して決定する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この協定は、平成24年9月21日から施行する。</p> <p>この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。</p> <p>平成24年9月21日</p> <p>甲 塩谷郡高根沢町大字石末2053番地 高根沢町長 高 橋 克 法</p> <p>乙 塩谷郡高根沢町大字大谷970-1 中村油店 代表 中村 昇一</p> <p>略</p>	
		<p>27-20 災害時における無人航空機による情報収集業務における協定 略 削除</p>	<p>27-20 災害時における無人航空機による情報収集業務における協定 略 災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定高根沢町（以下「甲」という。）とスカイトライアル（以下「乙」という。）とは、災害時における無人航空機による情報収集業務等を実施するため、次のとおり協定を締結する。 (目的) 第1条 この協定は、高根沢町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害の他、町民の生命、身体および財産に重大な被害が生じた場合、又は生じるおそれ</p>	

29	89 ～ 90		<p>ある緊急の事態が発生した場合（以下「災害」という。）において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（協力要請の内容）</p> <p>第2条 協力要請の内容は、無人航空機を活用しての被災状況の情報収集やその他必要と認められた事項（以下「協力活動」という。）とする。</p> <p>（協力の要請手続）</p> <p>第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。</p> <p>2 甲による前項の協力要請は、協力要請書（別記様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。</p> <p>3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。</p> <p>（協力活動の現場協議）</p> <p>第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、協力活動を実施するものとする。</p> <p>（安全の確保等）</p> <p>第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。</p> <p>（活動報告等）</p> <p>第6条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等について甲に報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。</p> <p>2 災害時における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。</p> <p>（著作権の譲渡）</p> <p>第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。</p> <p>2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。</p> <p>3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しな</p>	協定先閉業による修正並びに新規協定の記載
----	---------------	--	--	----------------------

		<p>いものとする。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第8条 第3条に基づく協力要請により、乙が実施した情報収集業務等に要した経費は、甲が負担するものとする。</p> <p>2 前項に係る経費は、乙が見積書を提出後、遅延なく契約を取り交わし、支払うものとする。ただし、緊急を要する場合は、見積書について、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該見積書を提出するものとする。</p> <p>(損害補償)</p> <p>第9条 甲の要請により情報収集業務等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合における損害補償については、乙が負担するものとする。</p> <p>2 乙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。</p> <p>(訓練の参加)</p> <p>第10条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第11条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。</p> <p>(協議)</p> <p>第13条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。</p> <p>この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。</p> <p>平成30年10月17日</p> <p style="text-align: right;">甲 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地 高 根 沢 町 町 長 加藤 公博</p>	
--	--	---	--

	<p>削除</p>	<p style="text-align: center;">乙 栃木県那須烏山市宮原200番地 スカイトライアル 代 表 塚 部 省 一</p> <p>災害時における無人航空機による情報収集業務等に関する協定 高根沢町（以下「甲」という。）と株式会社エス・アイ・エイ （以下「乙」という。）とは、災害時における無人航空機による 情報収集業務等を実施するため、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的） 第1条 この協定は、高根沢町内において災害対策基本法（昭和36 年法律第223号）第2条第1号に定める災害の他、町民の生命、 身体および財産に重大な被害が生じた場合、又は生じるおそれ がある緊急の事態が発生した場合（以下「災害」という。）におい て、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項 に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に 関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（協力要請の内容） 第2条 協力要請の内容は、無人航空機を活用しての被災状況の情 報収集やその他必要と認められた事項（以下「協力活動」とい う。）とする。</p> <p>（協力の要請手続） 第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対 し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請 に応じるものとする。</p> <p>2 甲による前項の協力要請は、協力要請書（別記様式第1号）の 提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、 電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該 要請書を提出するものとする。</p> <p>3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都 度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速 やかに乙に連絡するものとする。</p> <p>（協力活動の現場協議） 第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、協力活動を実施する ものとする。</p> <p>（安全の確保等） 第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙に対し、協力の内容に 応じ安全の確保に十分配慮するものとする。</p> <p>（活動報告等）</p>	
--	-----------	---	--

			<p>第6条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等について甲に報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。</p> <p>2 災害時における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。</p> <p>（著作権の譲渡）</p> <p>第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。</p> <p>2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。</p> <p>3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。</p> <p>（費用の負担）</p> <p>第8条 第3条に基づく協力要請により、乙が実施した情報収集業務等に要した経費は、甲が負担するものとする。</p> <p>2 前項に係る経費は、乙が見積書を提出後、遅延なく契約を取り交わし、支払うものとする。ただし、緊急を要する場合は、見積書について、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該見積書を提出するものとする。</p> <p>（損害補償）</p> <p>第9条 甲の要請により情報収集業務等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合における損害補償については、乙が負担するものとする。</p> <p>2 乙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。</p> <p>（訓練の参加）</p> <p>第10条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。</p> <p>（個人情報の保護）</p> <p>第11条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。</p> <p>（有効期間）</p> <p>第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、</p>	
--	--	--	--	--

			<p>有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。 (協議) 第13条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。</p> <p>この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。</p> <p>平成30年10月17日</p> <p style="text-align: center;">甲 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地 高 根 沢 町 町 長 加藤 公博</p> <p style="text-align: center;">乙 栃木県塩谷郡高根沢町光陽台二丁目1番地1 株式会社エス・アイ・エイ 代表取締役社長 見目 尚之</p>	
		<p>27-24 災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定 災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定書 高根沢町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（趣旨） 第1条 この協定は、高根沢町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民生活の安定を図るため、レンタル資機材（乙が所有する資機材であって、レンタルの用に供するもの。以下「資機材」という。）の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（協力の要請） 第2条 甲は、高根沢町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対して、資機材の供給について協力を要請することができる。 2 甲は、前項の要請をする場合は、別記様式を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに別記様式を提出するものとする。</p>	<p>追加</p>	

30	99 ～ 100	<p>(協力の実施) 第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において可能な限り当該要請に応じるものとする。</p> <p>(資機材の運搬及び引渡し) 第4条 甲の要請により乙が甲に供給する資機材の引渡場所は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。 2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、要請に係る資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。</p> <p>(費用負担) 第5条 資機材の供給に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。 2 前項の費用は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。</p> <p>(費用の支払い) 第6条 甲は、乙から前条の規定に係る費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその代金を乙に支払うものとする。</p> <p>(連絡窓口) 第7条 本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑なものとするため、次のとおり連絡窓口を設置する。 (1) 甲 高根沢町 地域安全課 (2) 乙 株式会社アクティオ 矢板営業所 2 甲又は乙の連絡窓口に変更があった場合は、その都度通知するものとする。</p> <p>(有効期間) 第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。</p> <p>(協議)</p>		協定先閉業による修正並びに新規協定の記載
----	----------------	---	--	----------------------

	<p>第9条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。</p> <p>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。</p> <p>令和 2年 9月 1日</p> <p>甲 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地 高根沢町 町 長 加 藤 公 博</p> <p>乙 栃木県宇都宮市大通り4-1-18宇都宮大同生命ビル9階 株式会社アクティオ北関東支店 支店長 阿 部 裕</p>		
	<p>27-25 災害時における物資調達に関する協定 災害時における物資調達に関する協定書</p> <p>高根沢町（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社宇都宮工場（以下「乙」という。）は、災害対応に必要な物資（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この協定は、高根沢町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達（以下「物資の緊急調達」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。ことにより、避難者の心理的、身体的な負担軽減を図ることを目的とする。</p> <p>（協力要請）</p> <p>第2条 甲が物資の緊急調達を要請するときは、物資調達協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。</p> <p>（物資）</p> <p>第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、段ボールベッド、段ボールパーテーションその他の避難所等で活用できる段ボール製品のうち、乙が保有する品目とする。</p>	追加	

31	101 ～ 102	<p>(物資の供給) 第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先して甲に物資を供給するものとする。</p> <p>(物資の運搬) 第5条 物資の運搬は、甲、甲が依頼したときの乙又は甲の指定するものが行うものとする。</p> <p>(経費の負担) 第6条 物資及びその運搬にかかる経費は、甲が負担する。 2 前項の経費は、甲及び乙が協議のうえ、災害発生前の時点における適正な価格をもって決定するものとする。</p> <p>(在庫の報告) 第7条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して物資の在庫についての報告を要請することができる。</p> <p>(連絡責任者) 第8条 本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑なものとするため、次のとおり連絡責任者を設置する。 (1) 甲 高根沢町 地域安全課 課長 (2) 乙 王子コンテナ株式会社 宇都宮工場 工場長</p> <p>(協議) 第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定のうち疑義が生じた事項については、甲及び乙において協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>(有効期間) 第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙のいずれかから解除の申出のない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。</p> <p>この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。</p> <p>令和 2年 10月 9日</p>		協定先閉業による修正並びに新規協定の記載
----	-----------------	---	--	----------------------

	<p>甲 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地 高根沢町 町 長 加 藤 公 博</p> <p>乙 栃木県宇都宮市平出工業団地 8 番地 3 王子コンテナ株式会社 宇都宮工場 工場長 福 島 明</p>		
	<p>27-26 災害時における停電復旧に関する基本協定 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 高根沢町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）は、災害時に停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的） 第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護及び生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。</p> <p>（連絡体制） 第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、連絡体制を確立する。 2 甲及び乙は、協議の上、それぞれの職員を相互に派遣できるものとする。</p> <p>（災害時の情報連携） 第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次のとおり情報連携するものとする。 (1) 甲は、乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度、随時提供する。 (2) 甲は、乙に対し、住民が避難している地域及び避難所の情報を提供する。 (3) 乙は、甲に対し、停電の発生状況、復旧見込その他停電に関連する情報を提供する。 (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、</p>	追加	

32	103 ～ 104	<p>樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧状況の情報を共有する。</p> <p>(災害時の相互協力)</p> <p>第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧のため、次に掲げる事項について相互に協力する。</p> <p>(1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む。）の実施</p> <p>(2) 停電復旧の支障となる障害物等の除去</p> <p>(3) 甲及び乙が所有する施設、駐車場等の利用</p> <p>(4) 住民への停電情報等の周知</p> <p>(覚書の締結)</p> <p>第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割、具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。</p> <p>(協定期間)</p> <p>第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。</p> <p>(協議)</p> <p>第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。</p> <p>(旧協定の失効)</p> <p>第9条 甲乙間で平成23年4月1日に締結した災害時における土地及び施設等の提供に関する協定は、本協定の締結日から効力を失うものとする。</p> <p>本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。</p>		協定先閉業による修正並びに新規協定の記載
----	-----------------	--	--	----------------------

		<p>令和2年10月15日</p> <p>栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地 甲 高根沢町 町 長 加 藤 公 博</p> <p>栃木県宇都宮市馬場通り1丁目1番11号 乙 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社 総支社長 金 子 文 彦</p>		
33	105 ～ 107	<p>27-27 災害時における対応業務の応援協力に関する協定 災害時における被災者相談業務の実務に関する協定書 栃木県内各町（以下「甲ら」という。）と栃木県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的） 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲らの要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における町民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。</p> <p>（要請） 第2条 甲らは、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。 2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲らに対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲らが必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。 3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲らが指定する相談窓口へ相談員を派遣するものとする。</p> <p>（要請手続） 第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲らが乙に対し</p>	追加	協定先閉業による修正並びに新規協定の記載

	<p>て、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。</p> <p>(被災者相談業務の範囲)</p> <p>第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く町民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。</p> <p>(被災者相談業務の実施)</p> <p>第5条 甲らは、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 相談会の広報 (2) 相談会場の確保 (3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整</p> <p>2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の業務を行うものとする</p> <p>(1) 相談員の派遣 (2) 相談の実施</p> <p>(体制整備)</p> <p>第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必用と認められるときは、甲らの要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。</p> <p>2 甲ら及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。</p> <p>3 甲ら及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲らの負担とする。</p> <p>2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。</p> <p>(相談料)</p> <p>第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料</p>		
--	--	--	--

は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に、損害が生じた場合であって、甲らの責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲らが定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲ら又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲らと乙が協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書12通を作成し、甲らと乙は其々署名の上、各1通を保有する。

令和6年10月28日

甲	上三川町長	星野光利
	益子町長	広田茂十郎
	茂木町長	古口達也
	市貝町長	入野正明
	芳賀町長	大関一雄
	壬生町長	小菅一弥
	野木町長	真瀬宏子
	塩谷町長	見形和久
	高根沢町長	加藤公博
	那須町長	平山幸宏
	那珂川町長	福島泰夫
乙	栃木県司法書士会長	高橋宏治

<p>34</p> <p>108 ～ 110</p>	<p>27-28 災害時における物資供給に関する協定 災害時における対応業務の応援協力に関する協定書 高根沢町（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県建築士会（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における甲が行う建築物等の調査等の災害対策業務（以下「業務」という。）に対する応援協力に関して、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的） 第1条 この協定は、甲が行う業務に対し、乙に属する会員（以下「会員」という。）の社会貢献活動としての応援協力を得るにあたって、必要な事項を定める。</p> <p>（応援協力事項） 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため次の事項について応援協力する。</p> <p>2 避難所等の応急危険度判定 （1）避難所及び公共施設の応急危険度判定 （2）余震などによる再判定への協力</p> <p>3 避難所以外の応急危険度判定 （1）倒壊、破損等建築被害があった場合の、応急危険度判定に協力 （応急危険度判定協議会及び町の判定業務への協力）</p> <p>4 災害後の二次判定 （1）罹災証明等にかかる、二次判定業務への協力</p> <p>5 建物・住宅相談 （1）被災住宅の修理方法や費用などに関する相談全般 （2）仮設住宅についての相談や助言等 （3）被災住宅の復旧相談 （4）民間住宅耐震診断（補助対象外住宅）の相談・派遣</p> <p>6 平常時の協力 （1）耐震ローラー作戦への協力 （2）耐震補助制度等のP R （3）都市計画及び町宅地造成計画等に係る技術的相談 （4）管理不全空き家及び特定空き家判定に係る技術的相談 （5）風水害、土砂崩れ、火事などへの備えについてのP R （6）町主催防災訓練への協力</p> <p>（応援協力の要請） 第3条 甲は、大規模な災害の発生時に、業務のために応援協力</p>	<p>追加</p>	<p>協定先閉業による修正並びに新規協定の記載</p>
------------------------------------	--	-----------	-----------------------------

が必要と判断したときは、乙に対し、業務に係る応援協力（以下「応援協力」という。）を要請することができるものとする。

（応援協力の報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、できる限り速やかに当該業務を行い、その結果を甲に報告するものとする。

（応援協力の連絡体制）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援協力の連絡体制を定め、平常時から緊密な情報交換を行うものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに相互に報告するものとする。

（甲、乙の責務）

第6条 甲は、この協定に基づく乙の応援協力が、社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に対し十分な配慮をしなければならない。

2 業務にあたる会員の編成や、現場での作業の遂行は、乙の責任において行い、応援協力が迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。

3 乙及び会員は、応援協力に参加したことをもって、甲に対し、委託等契約に基づく設計業務等の受注を求めてはならない。

（経費の負担）

第7条 応援協力の実施に要する経費は、実費を勘案し甲と乙が協議の上、負担額を決定するものとする。

（損害の負担）

第8条 甲及び乙は、活動等の実施にあたり、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたときは、甲はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙にて協議し誠意をもって対処するものとする。

（災害予防対策）

第9条 甲及び乙は、建築物の安全性の確保を促進するため、耐震補強等の重要性の啓発を協力して積極的に行う。

	<p>(事務局)</p> <p>第10条 この協定の施行に関し、甲は高根沢町地域安全課に、乙は一般社団法人栃木県建築士会にそれぞれ事務局を置く。地域支部（塩谷支部）を連絡事務局とする。</p> <p>(協定の有効期間)</p> <p>第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後に於いても同様とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定める。</p> <p>この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、各自その1通を保有する。</p> <p>令和7年11月14日</p> <p>甲 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地 高根沢町 町長 神林秀治</p> <p>乙 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館1階 一般社団法人 栃木県建築士会 会長 田村哲男</p>		
--	---	--	--

<p>35</p> <p>111 ～ 112</p>	<p>27-29 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定 災害時における物資供給に関する協定書</p> <p>高根沢町（以下「甲」という。）と株式会社ベイシア（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害時における必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、以下の内容で合意し「災害時における物資供給に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。</p> <p>（要請）</p> <p>第1条甲は、高根沢町域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。</p> <p>2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。</p> <p>3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。</p> <p>（協力）</p> <p>第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し業務に支障のない可能な範囲において協力するものとする。</p> <p>（物資の範囲及び報告）</p> <p>第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。なお、乙は甲から物資供給の要請を受けた時は、当該物資について供給の可否・供給可能な日時・数量等について甲に報告するものとし、甲乙協議の上で決定するものとする。</p> <p>(1)乙が保有する食料品及び生活必需品等の物資 (2)その他甲が指定する物資</p> <p>（物資の引渡し）</p> <p>第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先（以下総称して「乙等」という。）が行うものとする。</p> <p>ただし、乙等が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。</p>	<p>追加</p>	<p>協定先閉業による修正並びに新規協定の記載</p>
------------------------------------	--	-----------	-----------------------------

2 甲は前項の引渡場所において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとし、受領後は、速やかに乙に書面による受領書を交付するものとする。

(車両の通行)

第5条 甲は、乙等の車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(物資等の費用)

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生の直前における適正な価格とする。

3 第4条第1項の物資の運搬について、乙が引渡場所までの運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に運用するため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がないときは、本協定は有効期間満了日の翌日より更に1年間同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(解約)

第10条 本協定は、解約日の1カ月前までに書面により相手方に通知することで解約することができるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

		<p>令和7年12月17日</p> <p>栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地</p> <p>(甲) 高根沢町 町長 神林 秀治</p> <p>群馬県前橋市亀里町900</p> <p>(乙) 株式会社ベシニア 代表取締役社長 相木 孝仁</p>		
36	113 ～ 115	<p>27-30 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 高根沢町(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。))とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本協定は、高根沢町域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。</p> <p>(2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。</p> <p>(3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。</p> <p>(4) 「避難所等」とは、支援物資の配送先となる高根沢町内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。</p> <p>(5) 「物資集積拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。</p>	追加	協定先閉業による修正並びに新規協定の記載

	<p>(物資集積拠点の設置等)</p> <p>第3条 物資集積拠点の設置場所は、災害時に物資集積拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。</p> <p>2 甲は、高根沢町内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積拠点を閉鎖するものとする。</p> <p>(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)</p> <p>第4条 甲は、第3条の規定による物資集積拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。</p> <p>(1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施</p> <p>(2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集</p> <p>(3) 甲から指示のあった物資集積拠点における荷役作業の実施</p> <p>(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供</p> <p>2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。</p> <p>(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)</p> <p>第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。</p> <p>2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。</p> <p>3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又</p>	
--	---	--

	<p>は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。</p> <p>(経費の負担及び請求等)</p> <p>第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。</p> <p>2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。</p> <p>3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。</p> <p>(事故等)</p> <p>第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。</p> <p>(損害の負担)</p> <p>第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。</p> <p>(補償)</p> <p>第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。</p> <p>(機密の保持及び情報提供)</p> <p>第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。</p> <p>また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。</p> <p>(連絡責任者)</p> <p>第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。</p> <p>2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定</p>		
--	---	--	--

38	120 ～ 124	28-2 高根沢町災害対策本部事務分掌表				29 高根沢町災害対策本部事務分掌表				高根沢町組織再編に伴う修正 項ズレの修正
		部	部長 副部長	班	班長 副班長	分掌事務	部	部長 副部長	班	
		略	略	略	略	略	略	略	略	略
		民生生活部	略	○班長 保健センター所長 ○副班長	略	民生生活部	略	○班長 保健センター所長 ○副班長	略	略
		建設産業部	○部長 都市整備課長 ○副部長 農政課長 商工観光課長 上下水道課長 新庁舎整備課長	農政班 ○班長 農政課課長補佐 ○副班長 農政課係長	略	建設産業部	○部長 都市整備課長 ○副部長 産業課長 上下水道課長	農政班 ○班長 産業課課長補佐 ○副班長 産業課係長	1.農地及び農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること。	略
		略	略	○班長 商工観光課課長補佐 ○副班長	略	略	略	○班長 産業課課長補佐 ○副班長 産業課係長	略	略
		略	略	略	略	略	略	略	略	略
※新庁舎整備課員は、建設作業部各班の応援に入る。										
39	125	28-3 高根沢町災害対策本部組織				30 高根沢町災害対策本部組織				高根沢町組織再編に伴う修正 項ズレの修正

		教育部 略		教育部 略																																																				
40	126	28-4 高根沢町災害対策本部職員等の標識		31 高根沢町災害対策本部職員等の標識	項ズレの修正																																																			
41	128	28-5 災害発生時の初動対応職員		32 災害発生時の初動対応職員																																																				
42	128	28-6 災害対策本部連絡員名簿 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部</th> <th rowspan="2">班</th> <th colspan="2">所属</th> </tr> <tr> <th>課等名</th> <th>連絡員対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>建設産業部</td> <td>農政班</td> <td>農政課</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>商工班</td> <td>商工観光課</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	所属		課等名	連絡員対象者	略	略	略	略	建設産業部	農政班	農政課	//	削除	削除	削除	削除	//	商工班	商工観光課	//	略	略	略	略	33 災害対策本部連絡員名簿 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部</th> <th rowspan="2">班</th> <th colspan="2">所属</th> </tr> <tr> <th>課等名</th> <th>連絡員対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>建設産業部</td> <td>農政班</td> <td>産業課</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>農地班</td> <td>産業課</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>商工班</td> <td>産業課</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	所属		課等名	連絡員対象者	略	略	略	略	建設産業部	農政班	産業課	//	//	農地班	産業課	//	//	商工班	産業課	//	略	略	略	略	高根沢町組織再編に伴う修正 項ズレの修正
部	班	所属																																																						
		課等名	連絡員対象者																																																					
略	略	略	略																																																					
建設産業部	農政班	農政課	//																																																					
削除	削除	削除	削除																																																					
//	商工班	商工観光課	//																																																					
略	略	略	略																																																					
部	班	所属																																																						
		課等名	連絡員対象者																																																					
略	略	略	略																																																					
建設産業部	農政班	産業課	//																																																					
//	農地班	産業課	//																																																					
//	商工班	産業課	//																																																					
略	略	略	略																																																					
43	129	29 消防団員の災害情報調査連絡員		34 消防団員の災害情報調査連絡員	項ズレの修正																																																			
44	130	30 震災対策初動マニュアル（職員用） 	35 震災対策初動マニュアル（職員用） 	高根沢町組織再編に伴う修正 項ズレの修正																																																				
45	131	31 風水害対処初動マニュアル（職員用）		36 風水害対処初動マニュアル（職員用）	項ズレの修正																																																			
46	132	32 地震発生時の消防団の出動マニュアル		37 地震発生時の消防団の出動マニュアル																																																				
47	133	33 高根沢町被災宅地危険度判定実施要綱		38 高根沢町被災宅地危険度判定実施要綱																																																				

48	136	<p>34 高根沢町震災建築物応急危険度判定要綱</p> <p>35 災害救助法施行細則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年5月2日 栃木県規則第35号</p> <p>略</p> <p>災害救助法施行細則 (災害の程度に係る報告等)</p> <p>略</p> <p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)の定めるところによる。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、知事が内閣総理大臣と協議し、別に定めるところによる。</p> <p>(物資の保管等に係る公用令書等)</p> <p>第3条 災害救助法施行規則(昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。)第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>略</p> <p>(受領調書の作成)</p> <p>第4条 略</p> <p>(損失補償請求書)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。</p> <p>(従事命令に係る公用令書等)</p> <p>第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>略</p> <p>(救助に従事できない場合の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>39 高根沢町震災建築物応急危険度判定要綱</p> <p>40 災害救助法施行細則</p> <p style="text-align: right;">(昭和35年5月2日 栃木県規則第35号)</p> <p>略</p> <p>追加</p> <p>略</p> <p>追加</p> <p>第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>追加</p> <p>第3条 災害救助法施行規則(昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。)第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>略</p> <p>追加</p> <p>第4条 略</p> <p>追加</p> <p>第5条 略</p> <p>2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。</p> <p>追加</p> <p>第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>略</p> <p>追加</p> <p>第7条 略</p> <p>1 略</p>	<p>項ズレの修正</p> <p>災害救助法施行令の改正に伴う修正</p> <p>項ズレの修正</p>
49	139			

	<p>(2) 略 (実費弁償) 第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、知事が別に定める。 (実費弁償請求書) 第9条 略 (立入検査証票) 第10条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。 (扶助金支給申請書等) 第11条 略 (1) 略 (2) 略 (市町村長への通知) 第12条 略 削除 附則(令和5年規則第7号) 削除 削除 削除</p>	<p>2 略 追加 第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。 追加 第9条 略 追加 第10条 法第10条第3項の規定において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。 追加 第11条 略 1 略 2 略 追加 第12条 略 第13条 法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は別表第3のとおりとする。 追加 別表第1（第2条関係） 略 別表第2（第8条関係） 略 別表第3（第13条関係） 略</p>	
--	--	---	--

50	141 ～ 146	36 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）			追加			
		救助の種類	対象	費用の限度額			期間	備考
		避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 人1日当たり360円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全滅、全焼又は、流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり(建設型応急住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定(賃貸型応急住宅) 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて設定 2 限度額1戸当たり(建設型応急住宅) 7,089,000円以内(賃貸型応急住宅) 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置でき	(建設型) 応急住宅) 災害発生の日から20日以内 (賃貸型) 応急住宅) 速やかに供与	1 建設型応急住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する。「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内				

災害救助法改正による修正

よ炊 るき 食出 品し のそ 給の 与他 に	1 避難所に収容された者	1 1人1日当たり 1,390円以内	災害発 生の日 から7日 以内	食品給与のための 総経費を延給食日 数で除した金額が 限度額以内であれ ばよい。(1食は 1/3日)							
	2 全半壊(焼)流出、床上浸水 ので炊事できな い者										
	飲料 水の 供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発 生の日 から7日 以内	輸送費、人件費は 別途計上						
は被 貸服 与寝 具そ の他 生活 必需 品の 給与 又	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発 生の日 から7日 以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること (単位：円)							
					世帯 区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人 増すごとに 加算
					全壊 夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
					全壊 冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
					半壊 夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
半壊 冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900					

		医療	医療の途を失った者(応急的処置)	<p>1 救護班：使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費</p> <p>2 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>3 技術者協定料金の額以内</p>	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
		助産	災害発生の日以前又は以降7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみ、死産及び流産を含み現に助産を要する状態に	<p>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費</p> <p>2 助産婦による場合は、慣行料金の80/100以内の額</p>	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
		被災者の救出	<p>1 現に生命、身体が危険な状態にある者</p> <p>2 生死不明な状態にある者</p>	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	<p>1 期限内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。</p> <p>2 輸送費、人件費は別途計上</p>		

		福祉サービスの提供	<p>1 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者</p> <p>2知事又は、発令市町の長の要請を受けて行う。 災害時要配慮者に対する (1)情報の把握 (2)相談対応 (3)避難生活上の支援 (4)避難所への誘導 (5)福祉避難所の設置</p>	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内		
		被災した住宅の応急修理	<p>1 住家の被害拡大防止のための緊急修理 1世帯当たり 53,900円以内</p> <p>2 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 595,000円以内</p> <p>3 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けた世帯 1世帯当たり 358,000円以内</p>		<p>1 災害発生の日から10日以内</p> <p>2、3 災害発生の日から3月以内</p>		

		与生業に必要資金の貸	1 住家が全壊(焼)、又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用	1 生業費 1件当たり 30,000円 2 就職支度日 1件当たり 15,000円	災害発生の日から1月以内			
		学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書)1月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内			
		埋葬	災害の際、死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 子供(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。		
		死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。		

		死 体 の 処 理	災害の再死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,700円以内 (一時収容施設使用) 1体当たり通常の実費 (収容施設が利用できない場合) 1体当たり5,900円以内	災害発 生の日 から10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算		
		障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去するこ	1世帯当たり 143,900円以内	災害発 生の日 から10 日以内			
		職 輸 員 送 等 費 雇 上 び 費 賃 金	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の	当該地域における通常の実費	救助の 実施が 認めら れる期 間以内			
		実 費 弁 償	1 災害救助法施行令第4条第1号から第5号までに規定する者 2 令第4条第5号から第15号まで	1、2とも 資料40-2参照	救助の 実施が 認めら れる期 間以内			

<p>救助事務費</p>	<p>1時間外勤務手当 2賃金職員等雇上費 3旅費 4需用費 5使用料及び賃借料 6通信運搬費 7委託費</p>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得る額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万以下の部分の金額については、100分の10 ロ 3千万を超え6千万以下の部分の金額については、100分の9 ハ 6千万を超え1億円以下の部分の金額については、100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については、100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については、100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については、100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については、100分の4</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内</p>	<p>※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</p>
--------------	--	--	---	---

51	147 ～ 148	36-2 災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号） 第8条により知事が別に定める実費弁償の額（令和7年度）					
		1 災害救助法施行令第4条第1号から第5号までに規定する者 災害救助法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、 超過勤務手当、費用弁償）					
		職種	日当			超過勤務手当 （1時間当た）	費用弁償額
		医師	24,200円			4,840円	職員の給与に関する 条例（昭和27年 栃木県条例第1 号）の摘要を受け る職員に支給する 旅費の例により算 定した額とする。
		歯科医師					
		薬剤師	15,400円			3,080円	
		診療放射線技師					
		臨床検査技師					
		臨床工学技士					
		歯科衛生士					
		栄養士					
		管理栄養士					
		理学療法士					
		作業療法士	15,200円			3,040円	
		言語聴覚士					
		歯科技工士					
		保健師					
		助産師	14,600円			2,920円	
		看護師					
		准看護師					
		救急救命士	15,100円			3,020円	
		保育士					
		社会福祉士					
		介護福祉士					
		介護支援専門員					
		精神保健福祉士					
		公認心理士					
		相談支援専門員					
土木技術者	15,100円	3,020円					
建築技術者							
大工	31,300円	6,260円					
左官	32,300円	6,460円					
とび職	29,300円	5,860円					

		<p>2 災害救助法施行令第4条第6号から第11号までに規定をする業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その百分の三の額を加算した額以内とする。</p> <p>3 施行期日 令和7年7月1日から施行する。</p>		
52	149	<p>37 自衛隊災害派遣要請マニュアル</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊</div>	<p>41 自衛隊災害派遣要請マニュアル</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">陸上自衛隊宇都宮駐屯地第12特科隊第3中隊</div>	機関名の修正
53	150 ～ 166	<p>38 栃木県火災・災害等即報要領</p> <p>第1 総 則</p> <p>1 趣 旨 この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。</p> <p>2 火災・災害等の定義 「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。 なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。</p> <p>3 報告手続 (1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故 ((1)において「火災等」という。)が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部(局)が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。 ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部(局)にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部(局)と当該火災等について、主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った消防本部(局)が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部(局)又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部(局)が報告するものとする。</p>	追加	栃木県火災・災害速報要領について記載

	<p>(2) 「第2即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生おそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。</p> <p>(3) 「第2即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部(局)からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。</p> <p>(4) 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。</p> <p>(5) 市町又は消防本部(局)は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部(局)からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部(局)からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。</p> <p>4 報告方法及び様式</p> <p>火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部(局)が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部(局)が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。市町及び消防本部(局)が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。</p> <p>ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情</p>		
--	--	--	--

	<p>報システム端末等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。</p> <p>(1) 様式</p> <p>ア 火災等即報・・・・・・・・第1号様式及び第2号様式 火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。</p> <p>特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。</p> <p>なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。</p> <p>イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・・・第3号様式 救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。</p> <p>ウ 災害即報・・・・・・・・第4号様式 災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。</p> <p>(2) 画像情報の送信</p> <p>防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。</p> <p>ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等</p> <p>イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等</p> <p>ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）</p> <p>エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの</p> <p>5 報告に際しての留意事項</p> <p>(1) 市町又は消防本部(局)は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、でき</p>		
--	--	--	--

	<p>る限り広く報告をするものとする。</p> <p>(2) 市町又は消防本部(局)は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。</p> <p>また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部(局)が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。</p> <p>特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。</p> <p>(4) 市町及び消防本部(局)は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。</p> <p>(5) 市町又は消防本部(局)は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。</p> <p>(6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部(局)はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。</p> <p>(7) 消防庁報告にあつては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。</p> <p>(8) 県及び消防庁に報告を行うにあつての連絡先は別表1のとおりとする。</p> <p>第2 即報基準</p> <p>火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。</p> <p>1 火災等即報</p> <p>(1) 一般基準</p> <p>火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。</p> <p>ア 死者が3人以上生じたもの</p>		
--	--	--	--

	<p>イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの (2) 個別基準 次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。</p> <p>ア 火災</p> <p>(ア) 建物火災</p> <p>(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災 (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの (c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 (d) 特定違反対象物の火災 (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 (g) 損害額1億円以上と推定される火災 (h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）</p> <p>(イ) 林野火災</p> <p>(a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの (b) 空中消火を要請又は実施したもの (c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの (d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの</p> <p>(ウ) 交通機関の火災</p> <p>(a) 航空機火災 (b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの (c) トンネル内車両火災 (d) 列車火災</p> <p>(エ) その他 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 （例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災</p> <p>イ 危険物等に係る事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの</p>		
--	--	--	--

	<p>(イ) 負傷者が5名以上発生したもの (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 (オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故 (カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故 ウ 原子力災害等 (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したものと及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの エ その他特定の事故 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故 (3) 社会的影響基準 (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。 (例示) 施設等で多数の人が避難したもの 2 救急・救助事故即報 救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。 (1) 死者5人以上の救急事故 (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 (3) 要救助者が5人以上の救助事故 (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。） (例示) ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設</p>		
--	---	--	--

	<p>における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故</p> <p>3 武力攻撃災害等即報</p> <p>武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。</p> <p>(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p> <p>(2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害</p> <p>4 災害即報</p> <p>災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。</p> <p>(1) 一般基準</p> <p>ア 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>イ 市町が災害対策本部を設置したもの</p> <p>ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの（例示）台風、豪雨、豪雪</p> <p>エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの</p> <p>オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。</p> <p>ア 地震</p> <p>(ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの</p> <p>(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>イ 風水害</p> <p>(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p>		
--	--	--	--

	<p>(4) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(エ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>ウ 雪害</p> <p>(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(イ) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの</p> <p>エ 火山災害</p> <p>(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの</p> <p>(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(3) 社会的影響基準</p> <p>(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。</p> <p>第3 直接即報基準</p> <p>市町又は消防本部(局)は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。</p> <p>1 火災等即報</p> <p>(1) 交通機関の火災</p> <p>第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。</p> <p>(2) 危険物等に係る事故</p> <p>ア 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ</p> <p>イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの</p> <p>ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの</p> <p>(ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの</p> <p>(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等</p> <p>エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの</p> <p>オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</p> <p>(3) 原子力災害等</p> <p>第2の1の(2)のウに同じ。</p>		
--	--	--	--

	<p>(4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 (5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）</p> <p>2 救急・救助事故即報 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p> <p>3 武力攻撃災害等即報 第2の3の(1)、(2)に同じ。</p> <p>4 災害即報 (1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） (2) 第2の4の(2)のイからエまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの</p> <p>第4 記入要領 第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。</p> <p><火災等即報></p> <p>1 第1号様式（火災）</p> <p>(1) 火災種別 「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。</p> <p>(2) 消防活動状況 当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。</p> <p>(3) 救急・救助活動状況 報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。</p> <p>(4) 災害対策本部等の設置状況 当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、</p>		
--	--	--	--

	<p>事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。</p> <p>(5) その他参考事項</p> <p>次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。</p> <p>ア 死者3人以上生じた火災</p> <p>(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。(ア)において同じ。)の概要</p> <p>a 建物等の用途、構造及び周囲の状況</p> <p>b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過</p> <p>(イ) 火災の状況</p> <p>a 発見及び通報の状況</p> <p>b 避難の状況</p> <p>イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災</p> <p>(ア) 発見及び通報の状況</p> <p>(イ) 延焼拡大の理由</p> <p>a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他</p> <p>(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称</p> <p>(エ) リ災者の避難保護の状況</p> <p>(オ) 市町及び消防本部(局)の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）</p> <p>ウ 林野火災</p> <p>(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）※必要に応じて図面を添付する。</p> <p>(イ) 林野の植生</p> <p>(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況</p> <p>(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）</p> <p>(オ) 覚知時の林野火災警報又は林野火災注意報の発令状況、対象区域内外</p> <p>エ 交通機関の火災</p> <p>(ア) 車両、船舶、航空機等の概要</p> <p>(イ) 焼損状況、焼損程度</p> <p>2 第2号様式（特定の事故）</p> <p>(1) 事故名（表頭）及び事故種別</p> <p>特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。</p>		
--	---	--	--

	<p>(2) 事業所名 「事業所名」は「〇〇（株）〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。</p> <p>(3) 覚知日時及び発見日時 「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。</p> <p>(4) 物質の区分及び物質名 事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。 なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。</p> <p>(5) 施設の区分 欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。</p> <p>(6) 施設の概要 「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。</p> <p>(7) 事故の概要 事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。</p> <p>(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況 防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。</p> <p>(9) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。</p> <p>(10) その他参考事項 以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。 （例示）自衛隊の派遣要請、出動状況</p> <p>(11) 原子力災害等の場合 ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。 イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。 ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定</p>		
--	--	--	--

	<p>ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。</p> <p><救急・救助事故・武力攻撃災害等即報> 3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）</p> <p>(1) 事故災害種別 「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。</p> <p>(2) 事故等の概要 「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。</p> <p>(3) 死傷者等 ア 「死傷者等」には急病人等を含む。 イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。</p> <p>(4) 救助活動の要否 救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。</p> <p>(5) 要救護者数（見込） 救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。 また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。</p> <p>(6) 消防・救急・救助活動の状況 出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部(局)名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。</p> <p>(7) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。</p> <p>(8) その他参考事項 以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。 （例示）・市町、その他関係機関の活動状況 ・避難指示の発令状況 ・避難所の設置状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等） ・被害の要因（人為的なもの） 不審物（爆発物）の有無 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）</p>		
--	--	--	--

	<p><災害即報> 4 第4号様式 (1) 第4号様式(その1)(災害概況即報) 災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合は本様式を用いること。 ア 災害の概況 (ア) 発生場所・発生日時 当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。 (イ) 災害種別概況 a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況 b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況 c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況 d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況 e その他これらに類する災害の概況 イ 被害の状況 当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。 119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部(局)から消防庁に直接報告をする際に記入すること。 なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。 ウ 応急対策の状況 (ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。 なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。 また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。</p>		
--	--	--	--

	<p>(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部(局)、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。</p> <p>(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。</p> <p>(エ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。</p> <p>また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。</p> <p>(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)</p> <p>管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。</p> <p>ア 各被害欄</p> <p>原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。</p> <p>なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。</p> <p>また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式(その2)別紙を用いて報告すること。</p> <p>イ 災害対策本部等の設置状況</p> <p>当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。</p> <p>ウ 災害救助法適用市町名</p> <p>市町ごとに、適用日時を記入すること。</p> <p>エ 災害の概況</p> <p>災害の概況欄には次の事項を記入すること。</p> <p>(ア) 災害の発生場所</p> <p>被害を生じた市町名又は地域名</p> <p>(イ) 災害の発生日時</p> <p>被害を生じた日時又は期間</p> <p>(ウ) 災害の種類、概況</p> <p>台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等</p> <p>(エ) 応急対策の状況</p>		
--	--	--	--

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。
また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

別表1 連絡先

県	終日	危機管理防災局危機管理課及び消防防災課	防災行政ネットワーク	電話	発信特番-500-2136
				FAX	発信特番-500-2146
			NTT回線	電話	028-623-2136
				FAX	028-623-2146
			NTT回線	電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
地域衛星ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90-49013			
	FAX	発信特番-048-500-90-49033			
消防庁	勤務時間内 (平日9時30分～18時15分)	応急対策室	NTT回線	電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90-49102
				FAX	発信特番-048-500-90-49036
消防庁	勤務時間外	宿直室	NTT回線	電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90-49102
				FAX	発信特番-048-500-90-49036

- 第1号様式(火災)
- 第2号様式(特定の事故)
- 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)
- 第4号様式(その1)〔災害概況即報〕
- 第4号様式(その1)別紙
- 第4号様式(その2)〔被害状況即報〕
- 第4号様式(その2)別紙

追加

39 文書様式
様式第1号(災害対策基本法第59条)略

様式第2号(応援可能者数調報告書)略
高根沢町地域防災計画第2部第2章第1節第2(又は第3部第2章第1節第2)の規定により、 月 日の部・班別の応援可能者数を、次のとおり報告します。
略

42 文書様式
様式第1号略

様式第2号略

略

54	167 ～ 176	様式第3号 (災害救助法食品の給与関係) 略	様式第3号 略	
		様式第4号 (災害救助法食品の給与関係) 略	様式第4号 略	
		様式第5号 (罹災証明関係) 略	様式第5号 略	
		様式第6号 (被災証明関係) 略	追加 略	
		様式第7号 (自衛隊派遣要請) 略	様式 自衛隊派遣要請書 略	
		削除	様式 第4号様式 (その1) [災害概況速報]	
		様式第8号 (避難所関係) 略	様式 (避難者名簿) 略	
		様式第9号 (避難所関係) 略	様式 略	
		様式第10号 (り災証明関係) 略	様式 略	
		様式 (避難所関係)	様式 略	